

平成28年度第1回機械振興補助事業審査・評価委員会



1. 開催日時 平成28年7月8日(金)午後3時00分～
2. 開催場所 公益財団法人JKA 4A・4B会議室
3. 議 題 (1)平成26年度JKA補助事業の評価について
(2)平成29年度補助方針(案)について
(3)その他
4. 報告事項 プレゼンテーション
徳島県立工業技術センター

<資 料>

- 資料1 JKA補助事業評価の報告について
- 資料1-1 平成26年度JKA補助事業について(案)
- 資料2 平成29年度補助方針(案)
- 資料3 平成29年度補助方針(案)新旧対照表
- 資料4 平成29年度補助方針の見直しについて(案)
- 参考資料 補助事業者プレゼンテーション資料

平成28年度機械振興補助事業審査・評価委員会
委員名簿

委員	あおき よしのり 青木 義則	PwCアドバイザリー合同会社 ディールズストラテジー パートナー
委員	おおやま ながあき 大山 永昭	東京工業大学 科学技術創成研究院 教授
委員	かねこ つとむ 金子 聰	東京理科大学 理学部 名誉教授
委員	かもしだ あきら 鴨志田 晃	横浜市立大学学術院 国際総合科学群人文社会科学系列 教授
委員	かわた さとし 河田 聡	大阪大学大学院 工学研究科 教授
委員	こだて かしこ 小館 香椎子	日本女子大学 名誉教授
委員	しま ひろし 島 裕	日本政策投資銀行 企業金融第1部 担当部長 技術事業化支援センター長
委員	たかちほ やすなが 高千穂 安長	ノースアジア大学 経済学部 教授
委員	たけうち まさおき 竹内 正興	一般財団法人国際開発センター 理事長
委員	なかはら ひでき 中原 秀樹	東京都市大学 名誉教授
委員	のさか まさいち 野坂 雅一	読売新聞東京本社 調査研究本部総務
委員	ふじもと ひろし 藤本 浩志	早稲田大学 人間科学学術院 教授
委員	まるやま てつろう 丸山 哲朗	パナソニックサイクルテック株式会社 代表取締役社長
委員	よしおか しのが 吉岡 忍	作家

(五十音順・敬称略)

機械振興補助事業審査・評価委員会
委員長 大山 永昭 殿

評価作業部会
部会長 小館 香椎子

JKA補助事業評価の報告について

標記について、平成28年6月3日に「平成28年度第1回 補助事業審査評価委員会 評価作業部会」を開催し、下記の通り取りまとめましたのでご報告いたします。

記

資料1－1 平成26年度JKA補助事業について(案)

平成26年度JKA補助事業について (案)

公益財団法人 JKA

1. 公示日 2. 要望受付期間

1. 公示日

- ・平成25年8月1日

2. 要望受付期間

- ・平成25年8月19日～10月4日
- ・平成25年11月11日～11月29日（研究補助）
- ・通年（非常災害の援護、緊急事業への支援）

参考

平成25年度

- | | |
|--------|---|
| 公示日 | ・平成24年8月15日 |
| 要望受付期間 | ・平成24年9月3日～9月28日
・平成24年9月3日～9月19日
（検診車・医療機器の整備、福祉車両・福祉機器の整備）
・平成24年11月19日～12月7日
（研究補助、地域振興〈東日本大震災復興支援補助〉） |

3. 平成26年度補助方針の主な変更点

3. 平成26年度補助方針の主な変更点

(1) 機械工業・公益事業振興補助事業 共通

社会的情勢の変化などに取り組む事業であって、緊急に着手する必要がある事業を『緊急事業への支援』として随時受け入れることとした。

(2) 機械工業振興補助事業

- ① 自転車・モーターサイクルに関する調査研究等の事業について積極的に支援を行うこととした。
- ② 国際競争力強化に資する標準化の推進について、それらに関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行うこととした。
- ③ 公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業について、上限金額を4,000万円から3,000万円へ変更した。また、それらに関する人材の育成・交流等に対しても支援を行うこととした。
- ④ 環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化を推進するため明文化した。
- ⑤ 介護機器の開発範囲を広げるため、「福祉機器」という表現に改め、支援を行うこととした。
- ⑥ 研究事業の計画的な実施が可能となるように複数年(2年)の研究計画の申請を認めることとした。また、若手研究者の定義について「研究に従事してから概ね15年以内にある者」とした。

3. 平成26年度補助方針の主な変更点

(3) 公益事業振興補助事業

- ① 事故・犯罪から守る対象を「子ども」から子ども以外も対象となるよう「子どもなど」に拡大した。
また、防犯・防災を進める新たなネットワークづくりに関する事業についても支援を行うこととした。
- ② 国際交流事業について、公益事業振興の趣旨に鑑み、「学術・芸術・文化」を中心とした分野に対して支援を行うこととした。
- ③ 「希少難病に関する活動」の事業区分を『公益の増進』から『社会福祉の増進』に変更し、補助率を1/2から3/4にした。
- ④ 福祉課題を地域で取り組んでいく活動や各分野連携して取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動やそのネットワークを作る取り組みに対して支援を行うこととした。
- ⑤ 補助対象となる事業をより適切に表現する名称とするため、「車両整備等福祉活動」を「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」に変更した。
- ⑥ 福祉機器の整備として、授産機器やリハビリ機器の他、介護リフト等の介護機器に対しても支援を行うこととした。
- ⑦ 非常災害の援護において、「非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業」を追加し、補助の対象者に「災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者」を追加した。

4. 事業の要望状況

4. 事業の要望状況

(1) 事業別要望件数・金額

機械工業振興補助事業			
事業区分		要望件数	要望金額
振興事業補助	重点事業	80件	1,224,294千円
	一般事業	31件	139,484千円
研究補助	個別研究	70件	266,522千円
	若手研究	21件	23,281千円
合計		202件	1,653,581千円

公益事業振興補助事業			
事業区分		要望件数	要望金額
公益の増進	重点事業	78件	1,491,098千円
	一般事業	115件	1,436,009千円
	新世紀未来創造プロジェクト	24件	19,795千円
社会福祉の増進	児童	14件	178,941千円
	高齢者	9件	49,052千円
	障害者	72件	1,517,583千円
	幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	243件	809,377千円
	地域振興〈東日本大震災復興支援補助〉	20件	56,280千円
非常災害の援護		2件	18,724千円
合計		577件	5,576,859千円

4. 事業の要望状況

(2) 要望件数の変化

要望件数の推移(H25→26年度)			理由の考察
増加した事業	国際競争力強化に資する標準化の推進(機械)	14件 → 22件	国際競争力強化に資する標準化の推進事業のみでなく、関連する人材育成・交流等の事業も新たに補助の対象にしたことによる。
	研究補助<個別>(機械)	61件 → 70件	
	福祉車両(公益)	135件→198件	
	福祉機器(公益)	18件 → 31件	
減少した事業	研究補助<若手>(機械)	33件 → 21件	若手研究者を年齢(45歳以下)で区切らず、「研究に従事してから概ね15年以内にある者」としたことによる。
	地域振興<東日本大震災復興支援補助>(公益)	48件 → 20件	発生から数年が経過したことにより、ニーズが減少したと思われる。

5. 事業の実施状況

5. 事業の実施状況

機械工業振興補助事業			
事業区分		実施件数	金額 ※
振興事業補助	重点事業	73件	899,294千円
	一般事業	29件	109,260千円
研究補助	個別研究	48件	177,404千円
	若手研究	17件	18,856千円
合計		167件	1,204,814千円

※ 実施事業の内定金額

公益事業振興補助事業			
事業区分		実施件数	金額 ※
公益の増進	重点事業	55件	934,233千円
	一般事業	76件	876,972千円
	新世紀未来創造プロジェクト	14件	10,897千円
社会福祉の増進	児童	10件	76,650千円
	高齢者	5件	14,007千円
	障害者	32件	425,378千円
	幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	78件	272,696千円
地域振興〈東日本大震災復興支援補助〉		11件	32,952千円
合計		281件	2,643,785千円

※ 実施事業の内定金額

平成26年度補助事業は、機械工業振興補助事業167件、公益事業振興補助事業281件について実施した。
 なお、機械2件、公益7件の内定後辞退があった。辞退理由の内訳は、運営体制の問題や自己資金不足により事業そのものを取りやめたものが6件、他団体からの助成の利用など、調達方針の変更によるものが2件、補助条件の理解不足によるものが1件であった。

6. 自己評価結果

6. 自己評価結果

注:1つの補助事業を複数に分けて評価しているケースがあるため、自己評価結果の合計数と事業実施件数は一致しない。

機械工業振興補助事業		総合評価点						
事業区分	対象事業	合計	5	4	3	2	1	
振興事業	重点事業	安全・安心のうち人命事故	2		2			
		安全・安心	5		4	1		
		自転車・モーターサイクル	0					
		標準化	21	7	11	3		
		公設工業試験研究所	62	2	57	3		
	計	90	9	74	7	0	0	
			100.0%	10.0%	82.2%	7.8%	0.0%	0.0%
	一般事業	ものづくり支援	25	10	11	4		
		地域中小機械工業の振興	10	2	7	1		
		環境・医療・介護	7		7			
計		42	12	25	5	0	0	
		100.0%	28.6%	59.5%	11.9%	0.0%	0.0%	
研究補助 (複数年事業を除く)	個別研究	35	7	19	8	1		
	若手研究	15	3	10	2			
	計	50	10	29	10	1	0	
		100.0%	20.0%	58.0%	20.0%	2.0%	0.0%	
機械工業振興補助事業 合計		182	31	128	22	1	0	
			100.0%	17.0%	70.3%	12.1%	0.6%	0.0%

全事業者から自己評価結果の提出があった。

公益事業振興補助事業		総合評価点						
事業区分	対象事業	合計	5	4	3	2	1	
公益の増進	重点事業	自転車・モーターサイクル	55	11	36	7	1	
		文教・社会環境	20	5	15			
		国際交流	9	1	7	1		
		計	84	17	58	8	1	0
			100.0%	20.2%	69.1%	9.5%	1.2%	0.0%
	一般事業	体育・スポーツ	23	8	10	5		
		医療・公衆衛生	34	5	22	7		
		文教・社会環境	37	7	23	7		
	計	94	20	55	19	0	0	
			100.0%	21.3%	58.5%	20.2%	0.0%	0.0%
新世紀未来創造プロジェクト		15	4	8	3	0	0	
		100.0%	26.7%	53.3%	20.0%	0.0%	0.0%	
合計		193	41	121	30	1	0	
		100.0%	21.2%	62.7%	15.6%	0.5%	0.0%	
社会福祉の増進	児童	12	2	7	3			
	高齢者	6	2	4				
	障害者	48	12	33	3			
	幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	福祉車両	59	8	39	10	2	
		福祉機器	10	2	7	1		
		施設補修	5		5			
		社会福祉事業	21	2	19			
計	161	28	114	17	2	0		
		100.0%	17.4%	70.8%	10.6%	1.2%	0.0%	
地域振興<東日本大震災復興支援補助>		11	6	4	1	0	0	
		100.0%	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%	
公益事業振興補助事業 合計		365	75	239	48	3	0	
		100.0%	20.5%	65.5%	13.2%	0.8%	0.0%	

7. 分野別の事業トピック(機械工業振興補助)

(1) 重点事業: 公設工業試験研究所等における機械等設備拡充事業等
新産業の創出につながる調査研究事業 (H26年度事業)

(補助金額: 4,000千円)



徳島県

1. ダイナモ試験システムを用いた小型電動駆動機器の開発

地元企業との共同研究において、クローラ型電源運搬車両を開発し技術移転を行った。

実用機器として雪ダンプの試作依頼がありフィールド検証を実施。現在農業適応の開発を検討中。(H28.5現在)

試作機1号機



2. CFRP等高機能材料の電気化学的評価

異種材料と組み合わせなど用途拡大を促進した。

CFRTPと金属(軟鋼、Al、黄銅)のガルバニック腐食評価へ用途拡大を図り、経済産業省の補助事業「戦略的基盤技術高度化支援(サポイン)事業」(H27-29年度)の採択につながった。

試作機2号機



3. 炭素繊維複合材料(CFRP、CFRTP)の自由曲面を有する三次元深絞り成形システムの開発

これまでにないCFRP製機械部品等の製造の可能性が示唆され、企業への技術移転につながった。

CFRP成形時の温度や成形荷重および金型構造等を調査し、本成果を企業に技術移転。平成27年度に共同研究でランドセル用金具を試作し、現在メーカーで評価中。(H28.5現在)

深絞り成形システム



7. 分野別の事業トピック(機械工業振興補助)

(2) 一般事業:機械工業におけるものづくり支援に資する事業 機械工業における技術流出防止策の調査研究補助事業 (H26年度事業)

(補助金額:2,770千円)



一般社団法人 日本機械工業連合会

技術流出は大企業でも発生しているが、今後、海外進出のため海外との連携を図る中小企業の場合、技術保護のノウハウが少なく、技術流出の機会が増加する。そこで、意図せざる技術流出の事前対策を検討する方法を伝え、我が国機械工業全体の国際競争力を堅持する必要がある。

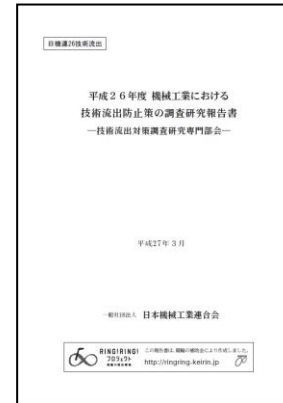
平成25年度補助事業:技術流出発生の実態と対策の特徴などを整理

事業活動において技術流出の恐れがある場合を想定し、場面ごとに技術流出が生じた事例と、そのようなことにならないための技術流出防止策を
①法的対策、②物理的対策、③人的対策、④技術的対策に分類して整理

「機械工業等における技術流出防止のためのガイド」を制作

業界への
普及・啓発

ガイドの内容を「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」において報告⇒技術流出防止に向けた具体的な施策を日本政府に対して提言



出席者:一般企業63社・業界団体18団体 約130名

平成27年1月28日:
「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」は、審議の内容を『技術情報等の流出防止に向けた「行動宣言」』として発表。

特許庁(総務部 企画調査課)が作成した「平成27年度 知的財産国際権利化戦略推進事業 分野別委員会(技術分野:ロボット)調査報告書」において、ガイドが引用された。

7. 分野別の事業トピック(機械工業振興補助)

(3) 研究補助(若手研究):

廃タイヤを有効活用した蓄電池の基礎研究と電動車両への応用補助事業

(H26年度事業)



(補助金額:1,000千円)

宮崎大学 IR推進機構 田島 大輔 (現 福岡工業大学工学部 助教)

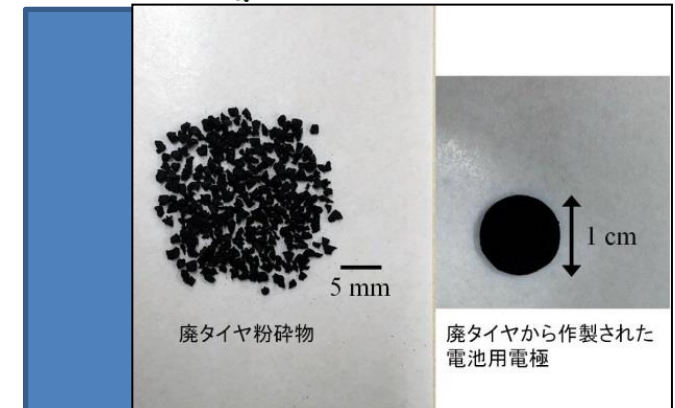
自転車、自動車、航空機等で使用された廃タイヤはリサイクル率が高いが、蓄電池の材料電極として応用されている物や研究例はこれまで報告されていない。また近年における社会の要請(二酸化炭素排出規制、高齢化社会)から、蓄電池を利用した電動車両(電気自動車、電動自転車、電動車椅子)の普及が進み、それに伴い蓄電池は必要不可欠な物となっている。

本研究では蓄電池の電極材料に廃タイヤを利用することで現在の蓄電池のコストを約半分程度に下げ、電動車両へ応用した場合の車両の低コスト化、普及拡大を目指す。

有機性廃棄物である廃タイヤから導電性材料を作成し、性状評価、CV法および充放電試験による静電容量を評価した。

CCB(KOH)はミクロ孔および2nm付近のメソ孔が発達した廃タイヤから作製した導電性材料は市販品と比較して嵩密度が高い
廃タイヤから作製した導電性材料の体積あたりの静電容量はCV法および充放電試験において高い値を示した

廃タイヤから作製した導電性材料は、EDLC用導電性材料として有用である事が明らかとなった



平成27年電気学会全国大会にて「廃タイヤから抽出された導電助剤の蓄電材料としての評価」の発表を行った。

新潟県にある廃タイヤの処理会社より、共同研究を行いたいと連絡が入り、廃タイヤを使った電池用電極材料の開発を共同で行っている。
(H28.3現在)

7. 分野別の事業トピック(機械工業振興補助)

(4) 研究補助<若手研究>:

安全・クリーンな消火活動を実現する航空消火ロボット制御系の開発

補助事業 (H26年度事業)



(補助金額:1,000千円)

弘前大学 理工学部 知能機械工学科 准教授 岩谷 靖

「水損を発生せず、汚損も極小で、高い消火能力を有する不活性ガスカプセル」を搭載した航空消火ロボットを開発した。

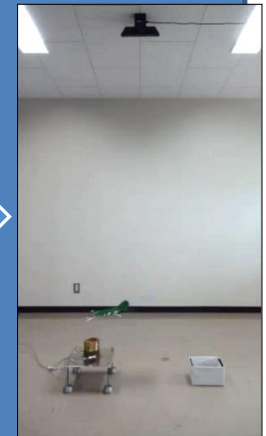
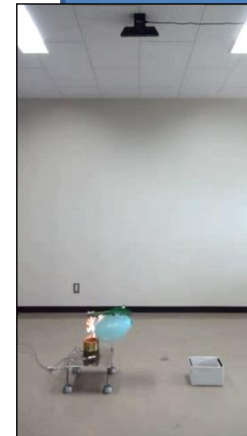
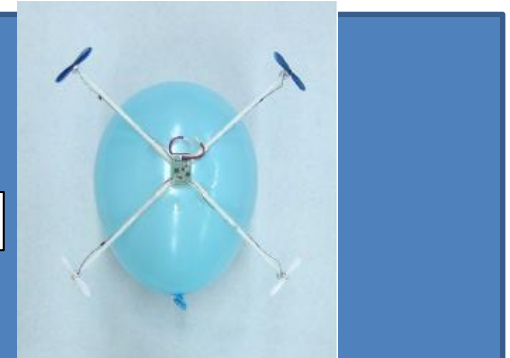
二台の航空消火ロボットが連携した消火活動の消火特性を解析し、二台の航空消火ロボットが対向方向から火源に突入することが、最も消火効率を高めることが分かった。

従来に比べクリーンかつ効果的そして効率的な消火活動の実現を目指して、航空消火ロボットの開発および消火戦略の解析を行った。

引き続き学内の競争的獲得資金を用いて研究を遂行し、1件の特許出願を行った。

弘前地区消防事務組合と連携し、本研究の発展的課題について共同研究を行っている。
(H28.3現在)

消火ロボット



消火実験の様子

研究紹介

オープンキャンパス
小中学生向け科学教室
高校への出前講義

8. 分野別の事業トピック(公益事業振興補助)

(1) 文教・社会環境： 地域社会の安全・安心に資する活動補助事業 (H26年度事業)

(補助金額:1,476千円)



公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

少年の中には社会の中で孤立し、その周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、当該少年やその保護者も警察や関係行政機関に相談し支援を求めることができないため非行を繰り返しているといった者が相当数存在していると考えられる。そこで、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止する。



さつまいもの
苗植え作業



非行を繰り返す少年たちの立ち直りを支援する場として農作業体験場を全国各地に設定し、立ち直り支援活動を推進して、少年たちの再非行を防止するとともに、社会の一員として受け入れられるよう健全育成に向けた活動を行った。

平成26年度は、33都道府県で実施

支援対象少年延べ2,682名が参加

田植えをする少年たち



じゃがいもの
収穫作業



RING!RING!プロジェクトで動画を公開中 ⇒ http://ringring-keirin.jp/about/2014_hojo_13.html

8. 分野別の事業トピック(公益事業振興補助)

(2) 医療・公衆衛生： 検診車の整備補助事業 (H26年度事業)



(補助金額: 22,050千円)

一般財団法人 京都労働災害被災者援護財団

胃胸部併用の検診車は整備できておらず、胃部車、胸部車の同時に2台駐車できない事業所への出勤が、胃胸部併用検診車であれば対応は可能となる。また、障害がある方のかかりやすさ、受診機会の拡大を図るため、リフトもしくは補助器具付き車両を整備したい。



胃胸部併用デジタル検診車



車いす昇降用リフト付きの胃胸部併用デジタル検診車を整備した。

平成27年度に受診した
約260名の障害がある方
のうち、約50人がリフトを
利用した。

平成27年度
胃バリウム検査受診
者総数: 6,761名
(前年度比134名増)

車いす昇降用リフト



8. 分野別の事業トピック(公益事業振興補助)

(3) 社会福祉の増進・障害者: 作業所の建築補助事業 (H26年度事業)

(補助金額: 22,104千円)



特定非営利活動法人 赤とんぼ

ベーカリーカフェ事業を行い、その収益で障害者の工賃を倍増し、経済的に安定した生活を営めるようにする。

パン作りや菓子づくりの作業を通じ製パン、製菓の技術を指導し、その技術を就職に役立ててもらおう。さらに接客マナーの勉強も行う。

障がい者の作業訓練の場、また工賃を引き上げる手段として作業所の建築を行った。

作業所での活動内容

- ・焼き上がったパンの陳列、接客(レジ補助、パンの袋詰め)、サンドイッチ・ラスク作り、成形など実施。
- ・週3回～4回 10か所前後の外販を実施。

作業収入が増え、一人あたりの月額工賃が平成26年度13,000円→平成27年度18,000円と、大幅に上がった。

利用者の声

パンの成形をし、次の日焼き上がったパンをお客様が買われていくのを見るとやりがいを感じる。

地域の人の声

安くて美味しい。限定パンが楽しみだ。



建物外観



作業風景



店内

8. 分野別の事業トピック(公益事業振興補助)

(4) 地域振興(東日本大震災復興支援補助): 被災者や被災地域が行う復興活動補助事業 (H26年度事業)

(補助金額:3,000千円)

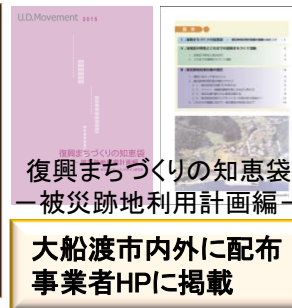


特定非営利活動法人 アーバンデザイン研究体

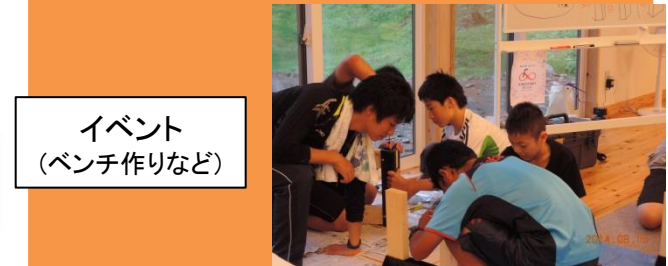
岩手県大船渡市三陸町越喜来泊地区の復興を目指し、地元を中心に、中高大学生の参加による実験的事業等を通じて、被災跡地利用の検討と縁づくりを支援。その概要を小冊子にまとめ、他の被災地域等に情報提供。

1. 復興まちづくり委員会による利用方針の検討の支援
2. イベント等を通じた検討の支援(実験的事業実施)
3. 市や越喜来復興委員会等との協議・調整の支援
4. 検討活動の記録-概要報告書の作成・配布

専門家と学生等が協力し、実験的事業等を通じて、住民だけでは困難な被災跡地利用の方針を明らかにした。



泊区仮設公民館の解体
結っ小屋としての再建



イベント
(ベンチ作りなど)



平成27年度も継続してこの方針に基づき、もてなし・生業づくりを軸に、結っ小屋拠点化の環境整備と泊・食まつり等の実験的事業を展開し、実現可能なイメージの共有と専門家、学生等との協働連携が深まった。この活動はテレビや新聞等で紹介され、住民の自信となり、隣接の浦浜地区とも連携しながら、花のプロジェクトや地域の自主的な被災宅地管理の検討等も始まり、越喜来ブランド化等の広域連携復興の展開も期待されている。



泊復興まち開き
特別セッション

平成29年度 補助方針(案)

公益財団法人 J K A

目 次

平成29年度 補助方針	1
1. 補助事業の基本方針	1
2. 補助方針の位置づけ	1
3. 補助事業の手続き	2
4. 補助事業の実施期間	3
5. 補助事業の概要	3
6. 補助事業の補助率・上限金額	4
7. 補助の対象者	5
8. 補助の対象外となる者	6
9. 補助の対象となる経費	6
10. 申請方法	6
11. インターネット申請期間	6
12. 補助事業（要望）説明会の実施	7
13. 要望書類提出先	7
14. 審査・採否の決定	7
15. 審査の基準	7
16. 採否の通知	7
17. 補助事業事務手続説明会への出席	8
18. 補助事業である旨の表示	8
19. 補助事業の実施内容及び成果の公表	8
20. 補助事業の評価	8
21. 情報公開の実施	8
22. 問い合わせ方法	8
別添1 機械 補助の対象となる事業について	9
別添2 公益 補助の対象となる事業について	11
別添3 機械 補助事業の事業経費の基準	15
別添4 公益 補助事業の事業経費の基準	20
別添5 機械 公益 平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	32

平成29年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成29年度の補助事業にあたっては、機械・公益事業のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成29年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械振興補助事業 の実施	公益事業振興補助事業 の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程
	補助方針	
	①-2 関連要領 ^{注2}	②-2 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

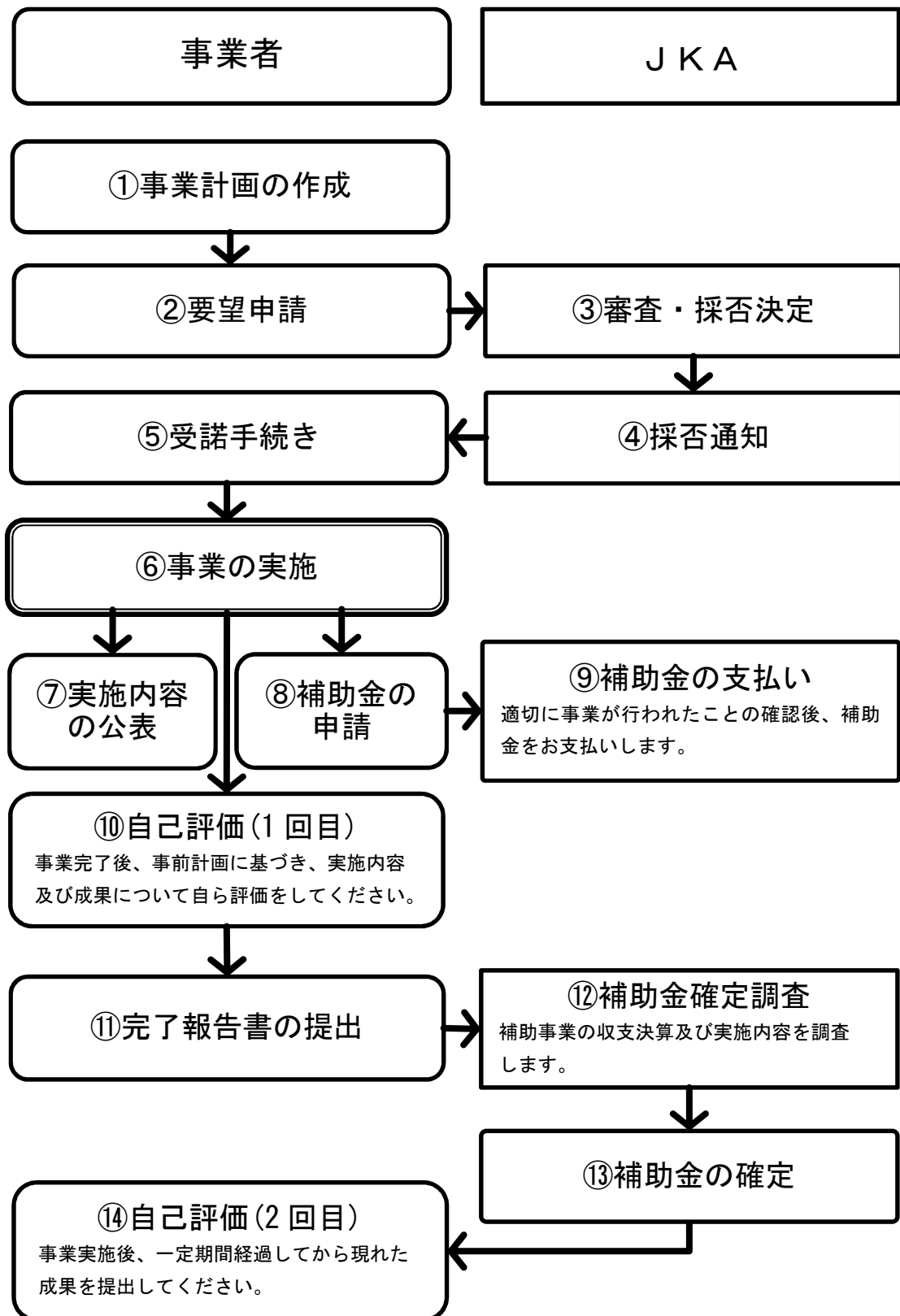
- ①-1 「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して以下「機振規程」という。）
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して以下「公益規程」という。）

注2：関連要領とは、以下を指します。

- ①-2 「機械振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-2 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



4. 補助事業の実施期間

平成29年4月1日以降に事業を開始し、平成30年3月31日までに完了することを原則とします。

5. 補助事業の概要

補助事業は、「機械振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



6. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		※1 補助率	※2 上限金額	
機械振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業	自転車競技に関する機材等の性能向上	9/10	15,000万円	
			「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	4/5	5,000万円	
			国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等	3/4	5,000万円	
		①公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3 ②公設工業試験研究所等における研究開発型機械設備拡充※3（1機器に限る。）	2/3	①3,000万円 ②6,000万円		
				公設工業試験研究所等における人材育成等	400万円	
	一般事業	ものづくり支援 地域の機械産業の振興 省エネルギー等の環境	1/2	5,000万円		
		公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究		300万円		
	研究補助※4	個別研究	1/1	500万円		
		若手研究		200万円		
		開発研究		1,000万円		
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※5	※5,6	
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業	自転車（競技力向上等）	事業費	9/10	15,000万円
			自転車・モーターサイクル	事業費	3/4	5,000万円
				施設の建築※7 施設の補修※8		15,000万円 5,000万円
		社会環境 国際交流	事業費	2/3	5,000万円	
			施設の建築※7 施設の補修※9		10,000万円 5,000万円	
	一般事業	スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費	1/2	5,000万円	
			施設の建築※7		5,000万円	
			医療機器の整備 検診車の整備		2,500万円 3,100万円	
	新世紀未来創造プロジェクト		1/1	100万円		
	社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費	3/4	5,000万円	
			施設の建築※7		8,000万円	
			福祉車両の整備 福祉機器の整備		315万円 750万円	
			施設の補修※10		5,000万円	
	復興支援事業		1/1	300万円		
	研究補助※11		1/1	100万円		
非常災害の援護		1/1	※6			
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※12	※6,12	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業については①又は②のいずれか一つの要望となります。

※4：機械の振興に資する研究

※5：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

※6：平成29年度の予算で実施します。

※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8：自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設

※9：更生保護施設

※10：社会福祉施設

※11：公益及び社会福祉の増進に資する研究（地域社会の共生に資する研究）

※12：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。

7. 補助の対象者

(1) 機械振興補助事業

- ① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援
財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他
公共的な法人
- ② 研究補助
大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO 法人）又は技術研究組合に所属し、
当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}

(2) 公益事業振興補助事業

- ① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、復興支援事業^{※4}、緊急的な対応を必要とする事業への支援
特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生
保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の
法律に基づいて設立された法人
- ② 新世紀未来創造プロジェクト
国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ③ 研究補助
大学等研究機関^{※2}に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}
- ④ 非常災害の援護
上記①の法人であって、以下の事業を実施する者
・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者
・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、
公益社団法人を指します。

※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等
専門学校が含まれます。

※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たって
は所属長の下承が必要となります。

※4 復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大
学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究
者が申請する場合は、所属長の下承が必要となります。

8. 補助の対象外となる者

- (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者
- (2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成27、28年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）
- (3) 研究補助は、平成28年度複数年研究の補助を受けた者

9. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

- (1) 機械振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」（P.15～19）をご参照ください。
- (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」（P.20～31）をご参照ください。

10. 申請方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおける申請者登録及びインターネット申請が必要となります。

※別途要望書類の郵送も必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

11. インターネット申請期間

補助事業により、インターネット申請期間が異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業

平成28年8月15日（月）10時～9月30日（金）15時

※会員登録は9月29日（木）15時までに完了してください。

9月29日（木）15時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。（要望書類の必着期限 10月6日（木）17時）

- (2) 研究補助

平成28年11月7日（月）10時～11月18日（金）15時

※会員登録は11月17日（木）15時までに完了してください。

11月17日（木）15時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。（要望書類の必着期限 11月24日（木）17時）

- (3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援

平成29年度内において随時受付けております。

（注：ただし、平成29年度内に着手する必要があります。）

1 2. 補助事業（要望）説明会の実施

補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。

1 3. 要望書類提出先

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル）
公益財団法人JKA 補助事業部

1 4. 審査・採否の決定

- (1) 補助事業の選定については、透明性を確保するため、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、採否を決定します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。

1 5. 審査の基準

機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。

- (1) 組織の審査
 - ① 組織の適格性
 - ② 組織の事業遂行力
 - ③ 自己評価の体制
- (2) 要件審査
 - ① 補助対象事業との適合性
 - ② 公益性の確保
 - ③ 複数年度事業
 - ④ 広報計画
- (3) 事業審査
 - ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性
 - ② 事業目標の妥当性
 - ③ 事業効果の妥当性
 - ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性）
 - ⑤ 事業の発展性

1 6. 採否の通知

- (1) 文書をもって、採否をお知らせします。
- (2) 一部事業については、交付決定通知をお渡しする際、補助事業審査・評価委員会で付された意見をお知らせします。
- (3) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

17. 補助事業事務手続説明会への出席

採択された者には、平成29年4月（予定）に実施される補助事業事務手続説明会にて交付決定通知をお渡ししますので、必ず出席してください。（出席に要する費用は自己負担となります。）

18. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

19. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力※を交付条件とします。

※補助事業者が本財団に提出する一切の資料（補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、動画・写真を含むが、これらに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表することがあります。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

20. 補助事業の評価

補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。

また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

なお、提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。

21. 情報公開の実施

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

22. 問い合わせ方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

補助の対象となる事業について**I. 振興事業補助****1. 重点事業****(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新**

機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。

- ①安全・安心に資する取組みに関する事業
- ②生活の質の向上に資する取組みに関する事業

(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新

- ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、自転車競技に関する機材等の性能向上に資する取組みに関する事業
- ②独創的な発想や安全性を追求した自転車・モーターサイクルに関する事業
- ③自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業

(3) 標準化の推進

機械産業の国際競争力強化に資する標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。

- ①国際競争力強化に資する事業
- ②人材の育成・交流等に関する事業

(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等

地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。

- ①機械設備拡充事業
- ②上記①のうち、研究開発を目的とするもの（1機器に限る。）
- ③地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業

2. 一般事業

機械振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。

(1) ものづくり支援に資する事業

- ・先端技術の開発
- ・知的財産の創出
- ・付加価値の向上、新規事業の創出
- ・ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな取組み（農水林業等）
- ・医工連携等、異分野の技術を統合した試作品の開発、等

(2) 地域の機械産業の振興に資する事業

- ・ 事業基盤強化
 - ・ 新規事業の展開
 - ・ 地域ブランド展開のための調査研究、等
- (3) 省エネルギー等の環境分野の振興
- ・ 省エネルギーの推進
 - ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み
 - ・ 新エネルギーの開発
 - ・ 環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化
 - ・ 再生可能エネルギー等の技術開発、等
- (4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）

II. 研究補助

機械振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」、「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」及び「新技術又は新製品の実用化を目指す研究」を支援します。

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究（「若手研究」という。）
- (3) 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している研究者が、新技術又は新製品の実用化を目的として行う研究（「開発研究」という。）

同一研究者が複数のカテゴリーを重複して要望することはできません。

また、「個別研究」・「若手研究」については、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記 I に該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添 5 の「平成 29 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. 32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助の対象となる事業について**I. 公益の増進****1. 重点事業****(1) 自転車・モーターサイクル**

競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。

- ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上等に資する事業
- ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業
- ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業
- ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築
- ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

(2) 社会環境

安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。

- ①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動
- ②地域社会の安全・安心に資する活動
- ③更生保護施設の建築
- ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業

(3) 国際交流

グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。

2. 一般事業**(1) スポーツ**

競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。

- ①国内スポーツ競技力向上のための事業
- ②全国的なスポーツ大会の開催
- ③国際相互理解の増進に資する事業
- ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等

(2) 医療・公衆衛生

健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。

- ①健康や命を守る医療の活動
- ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）

③検診車の整備

(3) 文教・社会環境

伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取組む事業を支援します。

①親と子のふれあい交流活動

②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動

③学術・文化の振興のための活動

④青少年の健やかな成長を育む活動

⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動

⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動

⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築

⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等

3. 新世紀未来創造プロジェクト

小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。

(1) 地域ふれあい交流活動

学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取組む活動

(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動

学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取組む活動

(3) 社会福祉活動

子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動

II. 社会福祉の増進

福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。

1. 児童

子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。

また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動

(2) 虐待から子どもを守る施設の建築

(3) 児童福祉施設の建築

2. 高齢者

日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

- ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動

3. 障害者

障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、地域への移行に資する施設及び障害のある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 障害者の地域活動のための施設の建築
- (3) 障害者のための施設の建築
- (4) 障害のある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築
- (5) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動
- (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築

4. 地域共生型社会支援事業

- ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動

5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。

- (1) 福祉車両の整備
- (2) 福祉機器の整備
- (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動
- (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動
- (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動
- (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動
- (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された社会福祉施設の補修事業

Ⅲ. 復興支援事業

東日本大震災・平成28年熊本地震の被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。

- (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動
- (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）
- (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）
- (5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動
- (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動

Ⅳ. 研究補助

地域社会の共生に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。

- ・大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者*による研究

※若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

Ⅴ. 非常災害の援護

今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。

また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。

- (1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業
- (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業

Ⅵ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P.32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		<ul style="list-style-type: none"> ・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。 ・海外での経費は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	海外での経費は対象となりません。
		宿泊料	8,000 円/泊	<ul style="list-style-type: none"> ・食費は対象となりません。 ・海外での経費は対象となりません。
		海外航空賃 (ディスカウントエコミ-) 委員会に出席する ための交通費	1,000 円/回	任意保険等は対象となりません。
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
事業費	委員手当		9,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	謝 金	・通訳 ・講習会、セミナー 等における講師、 出演者等	50,000 円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日	博士の学位を有する者、若しくは、当該法人において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。
事業費	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

別添 3

機械

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	運送料	事業に直接必要な 発送経費 (郵送料 を含む)		重量物の運送費も含まれます。	
	資料購入費			・当該事業に直接関係があり専門性が高いもの に限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象 となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象 です。	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象で す。	
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	イラスト・グラフ等文字数を換算できないも のは対象となりません。	
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額と します。
		英語以外の外国語 の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字 又は200ワード)	
		英語以外の外国語 の翻訳		5,400円/(400字 又は200ワード)	
印刷費	報告書、研修会用 テキスト等			・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であること が示されているものに限り対象です。	
委託事業費	・アンケート調査 等の集計等 (削除) ・シンポジウムの 会場設営・運営等			当該事業に必要不可欠で、委託することの説 明を十分にできるものに限り対象です。	
委託調査費	調査事業を外部に 委託する場合の経 費		事業項目毎の補 助対象経費総額 の50%未満		

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の事務所の借室料及び事務所経費

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

別添3

機械

(2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(3) 公設試における地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		航空賃 (普通席)		
事業費	謝 金	・通訳 ・講習会、セミナー等における講師、出演者等	50,000 円/日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備 考
物件費	機械設備費	研究に使用するための機器が対象です。	
	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。	

II. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
		海外航空賃 (F ^o イスカウトエコミ)		任意保険等は対象となりません。
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
事業費	謝 金	研究協力者等	9,000 円/日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者となりません。
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含みます。
	資料購入費			・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業等		・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費が対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の person 費・謝金
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類 (パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費
- 論文等の投稿料、校閲料

Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「振興事業補助」に準ずる。

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築（新築）

新たに施設を建築する事業で施設の増改築は除きます。

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設を補修する事業
- ②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ①設計監理費
- ②建築整備の実施に必要不可欠な経費
- ③建築時に必要とされる付帯設備費
- ④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費
(単価 5 万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ①設計監理費
 - ②補修の実施に必要不可欠な経費
- ※ 以下の経費は補助の対象外となります。
- ① 既存建物の買取りに係わる経費
 - ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
 - ③ 既存施設及び設備の撤去費
 - ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1） 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2） 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。

別添 4

公益

- (注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。
 ※ (建築工事見積総額—付帯設備工事費) ÷ 延べ床面積 = 1㎡当たりの単価
- ② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。
- ・設計監理費
 - ・電気設備
 - ・給排水衛生換気設備
 - ・ガス設備
 - ・自動火災報知機設備
 - ・非常用照明設備
 - ・非常通報装置設備
 - ・消火設備
 - ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価（新築）

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価（上限）	備 考
暖冷房設備		
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の 9%	
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%	
・暖冷房設備の場合 ・暖冷房に床暖房併設の場合	建築基準単価の 13%	
エレベーター設備	4 停止 1 基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 ----- 小型（積載 200kg/3 人乗）の場合 1 基につき 2,000 千円	
合併処理槽設備	定員 1 人当たり 100 千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1 施設当たり 10,000 千円を限度とする
スプリンクラー設備		
1 ㎡当たりの基準単価	14,200 円	設置面積のみを対象とする
1 ㎡当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000 円	

3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）

○公益の増進関連

施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)
自転車・モーターサイクル		
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000 千円）		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)
文教・社会環境		
(2) 更生保護施設 (上限金額 : 100,000 千円)		
更生保護施設	-	-
更生保護施設職員 宿舎	-	-
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設 (上限金額 : 1 施設 50,000 千円)		

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)		
児 童				
(1) 虐待から子どもを守る施設 (上限金額 : 80,000 千円)				
児童養護施設	1 名当たり	25.9	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設 150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当 たり 112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり 11.38 を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1 施設 29.8 を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり 7.2 を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1 施設 80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1 名当たり	25.9		
情緒障害児短期治療施設	1 名当たり	30.7	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設 230 を加算		
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-		1 施設当たり	1,000
児童自立支援施設	1 名当たり	36.8	1 名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1 名当たり 14.6 を加算	通所部門を整備する場合	1 名当 たり 108 を加算
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 80,000 千円)				
母子生活支援施設	1 世帯	60.4	1 世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当 たり 37.92 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当 たり 112 を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり 7.2 を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当 たり 44 を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当 たり 9.4 を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
児童厚生施設	—		1 施設当たり	1,000	
知的障害児施設	1 名当たり	23.8	1 名当たり	129	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設 100 を加算			
福祉型児童発達支援センター	—		1 施設当たり	1,000	
医療型児童発達支援センター	—		1 施設当たり	1,000	
盲・ろうあ児施設	1 名当たり	23.9	1 名当たり	129	
重症心身障害児施設	100 名以下の場合	1 名当たり 39.7	1 名当たり	129	
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり 19.7			
自閉症児施設	1 名当たり	第 1 種	27.9	1 名当たり	129
		第 2 種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合 (第 2 種)	1 施設 100 を加算			
児童家庭支援センター	1 施設	84.4			
ショートステイ施設	1 名当たり	11	1 名当たり	118	
児童自立援助ホーム	1 名当たり	23.3	1 名当たり	129	
自立訓練棟	—		1 施設当たり	1,000	
障 害 者					
(1) 障害者の地域活動のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)					
障害者地域活動拠点施設※	1 施設	300	1 施設当たり	1,000	
(2) 障害者のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)					
障害者グループホーム	—		1 施設当たり	1,000	
障害者福祉ホーム	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129	
作業所	—		1 施設当たり	1,000	
(3) 障害のある青少年の健全育成のための施設 [私立特別支援学校] (上限金額 : 80,000 千円)					
(4) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額 : 50,000 千円)					

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の 2 点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な施設であること。

(2) (1) に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

4. 施設の補修基準（対象施設、補修対象、上限金額）

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	50,000 千円
	付属建物：漏水している屋根及び外壁の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設（ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース）の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	・訓練施設（付属建物含む）及びサイクルスポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設で必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根及び外壁の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上（自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。）を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
		海外航空賃 (ディスカウトコミ-)		任意保険等は対象となりません。
		委員会に出席するための 交通費	1,000 円/回	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の 購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材 が対象です。
事業費	委員手当		9,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれ に準ずると認められる者に委嘱した 場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりませ ん。
	謝 金	・医 師 ・弁護士 ・通訳 ・講習会・セミナー等 における講師・出演者等	50,000 円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミ ナー等に学識者（これに準ずると認 められる者）又は、それを職業とす る専門家に依頼した場合が対象で す。 ・当該法人の役職員は対象となりませ ん。
		看護師	12,000 円/日	当該法人の役職員、派遣社員は対象と なりません。
		専門的な業務に従事す る者	9,000 円/日	・学識者又はこれに準ずると認められ る者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象 となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直 接従事する研究者に対 する手当	9,000 円/日	博士の学位を有する者、若しくは当該 法人において研究員の役職を有し、十 分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直 接必要なアルバイトの 日当	6,000 円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりませ ん。
	車両借上料	自転車・モーターサイク ル競技大会、イベント、 講演会、講習会、研修会、 セミナーその他の事業 のために、その期間中一 時的に借上げるための 経費		
機材・備品 借上料				

別添 4

公益

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
	運送料	事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む。）		重量物の運送費も含まれます。	
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費			
	原稿料	原稿料／速記料	2,500円／400字	イラスト・グラフ等文字数を換算できないものは対象となりません。	
	翻訳料	英文和訳		2,600円／400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額です。
		英語以外の外国語の和訳		3,200円／400字	
		和文英訳		4,800円／(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳		5,400円／(400字又は200ワード)	
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む。）		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費			
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費			
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知			
競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象となりません。		
給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金				

別添 4

公益

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の事務所の借室料及び事務所経費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。(ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。)
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒等の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上 50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要な不可欠な機器に限ります。

Ⅳ. 検診車の整備

	種 類	基準単価 (千円)	備 考
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	62,000	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線デジタル検診車	50,000	
	胸部X線デジタル検診車 (高圧)	43,000	
	婦人検診車	50,000	
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

Ⅴ. 福祉車両の整備

(1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両 (自動車検査証に『自家用』と記載) が対象です。
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両が対象です。

別添 4

公益

福祉タクシー等の営業ナンバー（緑ナンバー）を取得して行う事業は対象となりません。

③移送車 1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人に限り対象です。

(2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}が対象です。

(注1) 補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

(注2) 自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象となりません。

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200
移送車 1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400
			1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700
移送車 2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300
移送車 3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600
			1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000
移送車 4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両(ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上10,000千円以下であること

②介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 復興支援事業

・対象となる経費は、復興支援活動に直接必要となる経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
旅 費	旅 費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。	
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材が対象です。	
事業費	A. 専門業務謝金	専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000 円/日	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。	
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000 円/日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費が対象です。 ・補助金総額の 50%以内とします。	
	C. 臨時働役費	アルバイトの日当	6,000 円/日	・交通費を含む額です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。	
	上記 A+B+C の合計額が補助金総額の 70%以内とします。				
	借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
		・車両借上料 ・機材・備品借上料			車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費及びバス等のチャーター代、借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代が対象です。
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む。)			重量物の運送費も含みます。
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料(発送経費を含む。)			・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているもの限り対象です。
	保険料				復興活動する人を対象とした保険料が対象です。
	消耗什器備品費				復興活動に直接必要な備品に係る経費が対象です。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費			補助金総額の 50%以内とします。	

Ⅷ. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	海外航空賃 (デ ィスカウントエコミー)			任意保険等は対象となりません。
物件費	物品購入費			研究に使用するための 1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	謝 金	研究協力者等	9,000 円/日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者となりません。
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費			・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	消耗品費	事業に直接必要な 備品の購入経費		
	機材・備品 借上料			研究に必要な機材・備品等の借上料が対象です。
	印刷費	報告書、ポスター、 パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料 (発送経費を含む)		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、イベントの運営等を外部に委託する経費		・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費・謝金
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類 (パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費
- 論文等の投稿料、校閲料

IX. 非常災害の援護

(1) 対象となる法人

- ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人
- ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人

(2) 対象となる事業

法人が主体的に取り組む、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業

X. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。

平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項

1. 選定基準

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成29年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。

2. 事業期間

平成30年3月31日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成29年4月1日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

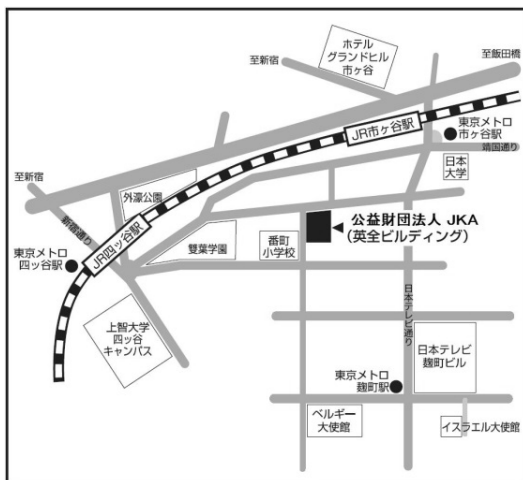
5. 適用

平成29年4月1日から適用する。



公益財団法人 JKA

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル)



ホームページアドレス



競輪&オートレースの補助事業
RING!RING!プロジェクト

<http://ringring-keirin.jp>

日本が生んだ世界のスポーツ



平成29年度補助方針（案） 新旧対照表

資料3

平成29年度（案）	平成28年度
<p>平成29年度機械振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成29年度における自転車競技法第24条第5号及び小型自動車競走法第28条第5号の規定に基づく、機械に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第24条第6号及び小型自動車競走法第28条第6号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p><u>平成28年8月1日</u></p> <p>公益財団法人JKA 会長 吉田和憲</p>	<p>平成28年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成28年度における自転車競技法第24条第5号及び小型自動車競走法第28条第5号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第24条第6号及び小型自動車競走法第28条第6号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p><u>平成27年8月3日</u></p> <p>公益財団法人JKA 会長 吉田和憲</p>

平成29年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成29年度の補助事業にあたっては、機械・公益事業のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成29年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械振興補助事業の実施	公益事業振興補助事業の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程 <u>(削除)</u>	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程 <u>(削除)</u>
	補助方針	
	①-2 関連要領 ^{注2}	②-2 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

①-1 「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して以下「機振規程」という。）

(削除)

②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して以下「公益規程」という。）

平成28年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成28年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成28年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械工業振興補助事業の実施	公益事業振興補助事業の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程 <u>①-2 補助細則</u>	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程 <u>②-2 補助細則</u>
	補助方針	
	①-3 関連要領 ^{注2}	②-3 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して以下「機振規程」という。）

①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」

②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して以下「公益規程」という。）

平成29年度(案)

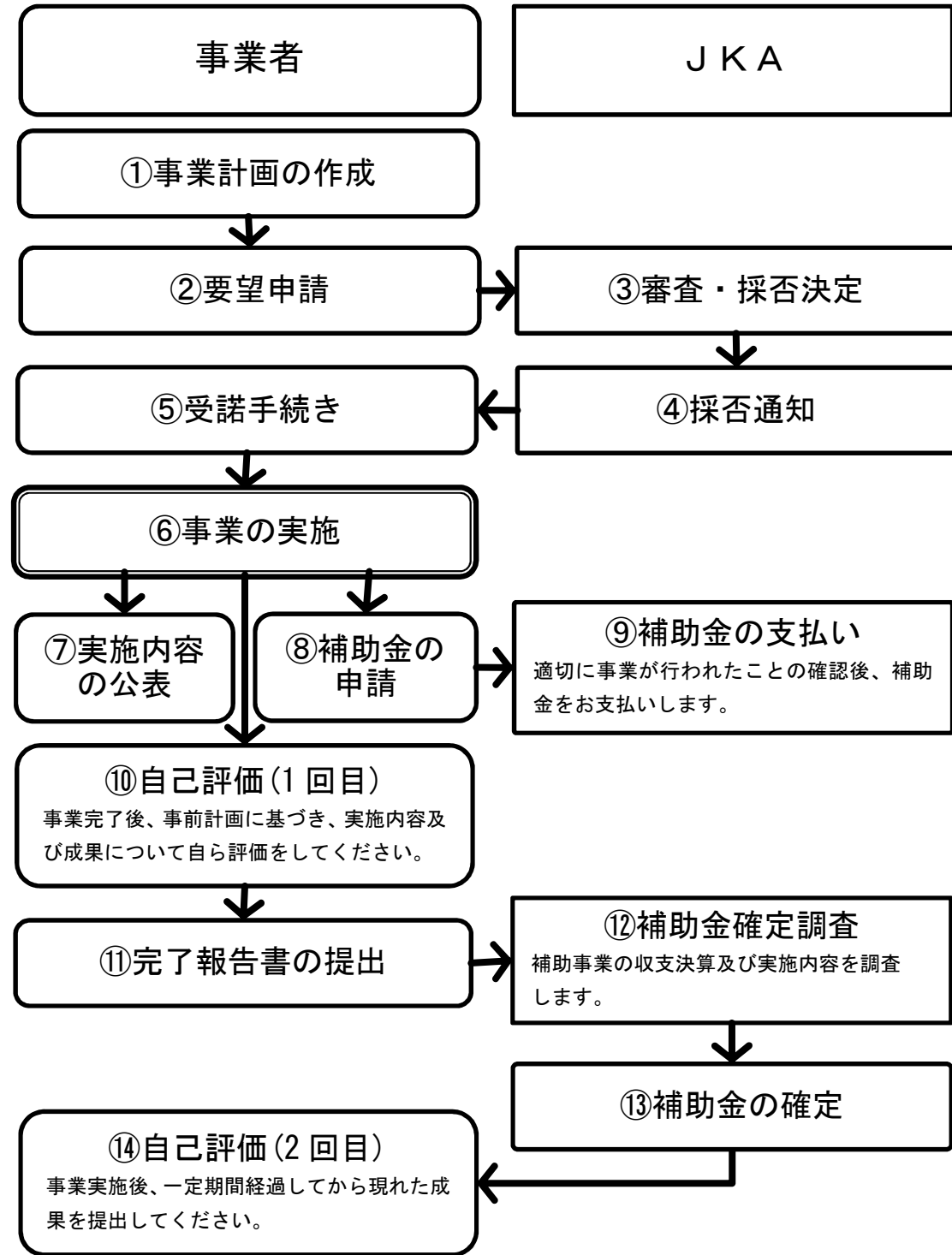
(削除)

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-2 「機械振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-2 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



平成28年度

②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

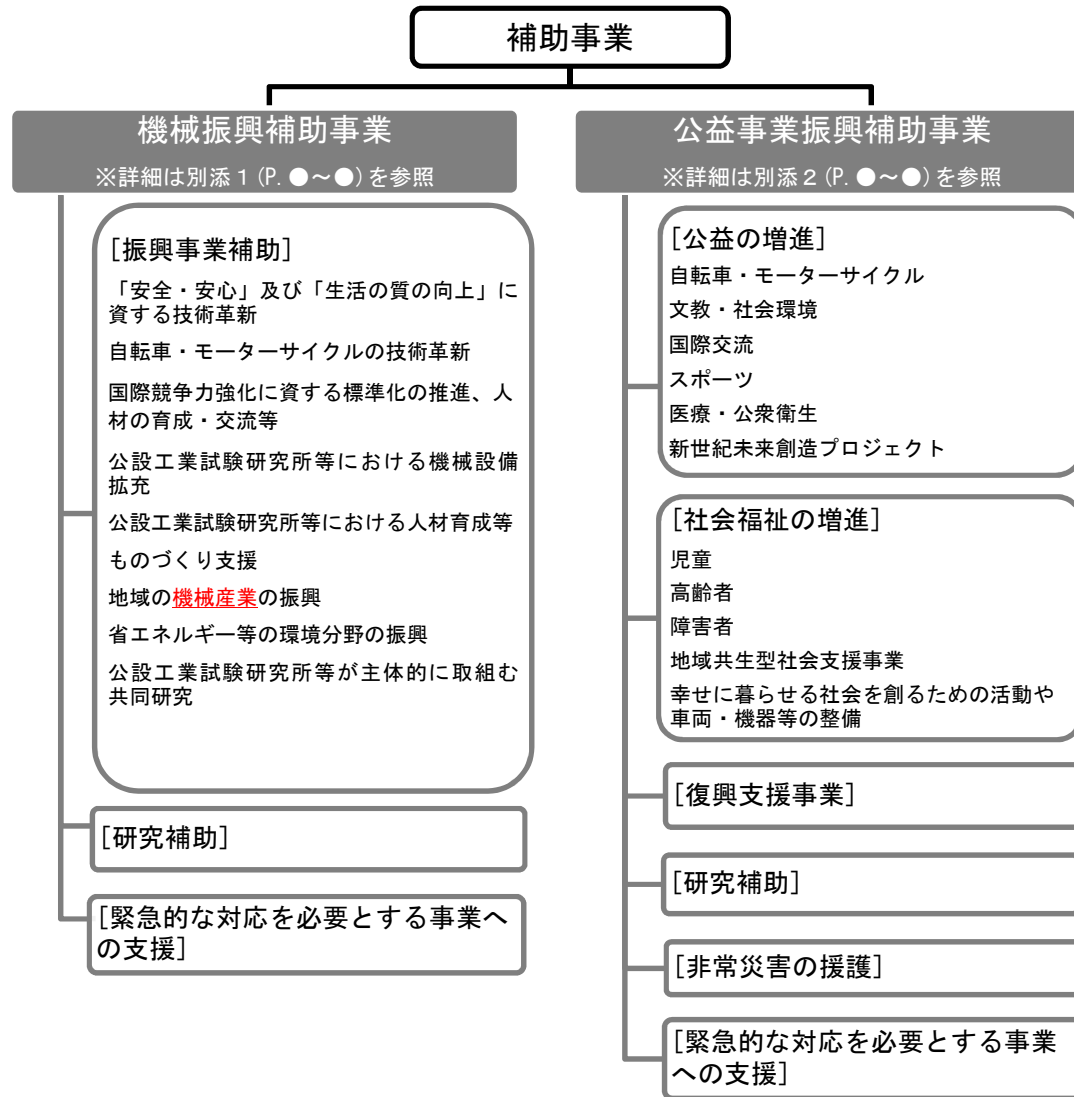
(5. より移項)

4. 補助事業の実施期間

平成29年4月1日以降に事業を開始し、平成30年3月31日までに完了することを原則とします。

5. 補助事業の概要

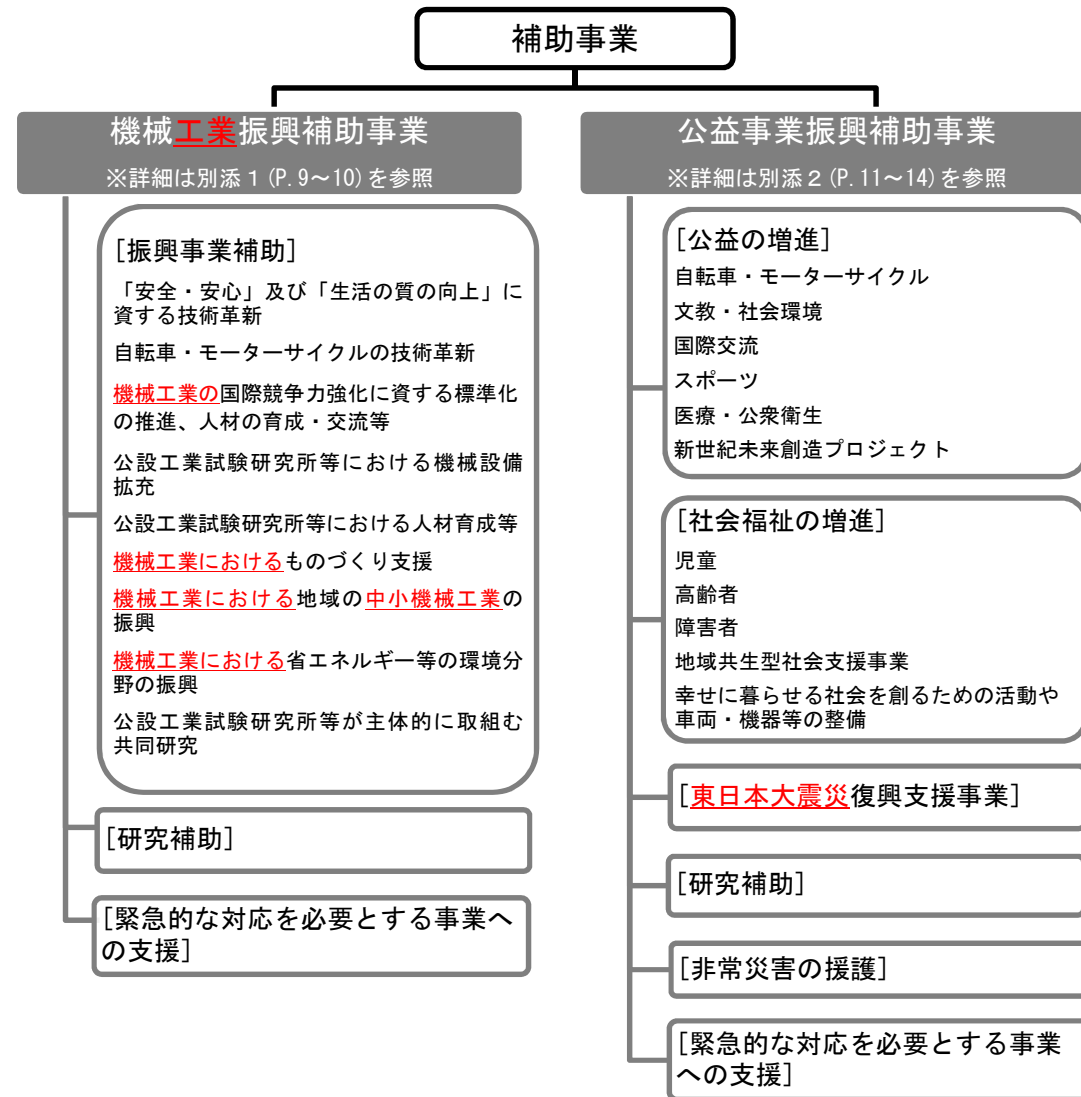
補助事業は、「機械振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



(16. より移項)

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械**工業**振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



平成29年度(案)

6. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	※1 補助率	※2 上限金額	
機械振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	自転車競技に関する機材等の性能向上	9/10	15,000万円	
		「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	4/5	5,000万円	
		国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等	3/4	5,000万円	
		①公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3 ②公設工業試験研究所等における研究開発型機械設備拡充※3(1機器に限る。)	2/3	①3,000万円 ②6,000万円	
		公設工業試験研究所等における人材育成等		400万円	
	一般事業	ものづくり支援 地域の機械産業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究	1/2	5,000万円	
		個別研究 若手研究 開発研究	1/1	500万円 200万円 1,000万円	
	緊急的な対応を必要とする事業への支援			※5	※5.6
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	自転車(競技力向上等) 事業費	9/10	15,000万円
			自転車・モーターサイクル 事業費		5,000万円
施設の建築※7 施設の補修※8			3/4	15,000万円 5,000万円	
社会環境 国際交流 事業費			2/3	5,000万円	
施設の建築※7 施設の補修※9				10,000万円 5,000万円	
一般事業		スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境 事業費	1/2	5,000万円	
		施設の建築※7 医療機器の整備 検診車の整備		5,000万円 2,500万円 3,100万円	
新世紀未来創造プロジェクト			1/1	100万円	
社会福祉の増進		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための 活動や車両・機器等の整備 事業費	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 5,000万円	
		福祉車両の整備		315万円	
		福祉機器の整備		750万円	
		施設の補修※10		5,000万円	
復興支援事業			1/1	300万円	
研究補助※11			1/1	100万円	
非常災害の援護			1/1	※6	
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※12	※6.12	

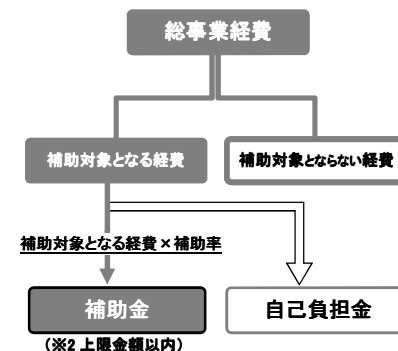
- ※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
 なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額※2」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(削除)
- ※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。(削除)
 ・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
 ・補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)により異なります。
- ※3: 公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業については①又は②のいずれか一つの要望となります。
- ※4: 機械の振興に資する研究 (図の削除)
- ※5: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。
- ※6: 平成29年度の予算で実施します。
- ※7: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。
- ※8: 自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設
- ※9: 更生保護施設
- ※10: 社会福祉施設
- ※11: 公益及び社会福祉の増進に資する研究(地域社会の共生に資する研究)
- ※12: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。

平成28年度

4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	※1 補助率	※2 上限金額	
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	競技用自転車・機材の性能向上	9/10	15,000万円	
		「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	5,000万円	
		国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等		5,000万円	
		①公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3 ②公設工業試験研究所等における研究開発型機械設備拡充※3(1機器に限る。)	2/3	①3,000万円 ②6,000万円	
		公設工業試験研究所等における人材育成等		400万円	
	一般事業	ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究	1/2	5,000万円	
		個別研究 若手研究	—※5	300万円 100万円	
	緊急的な対応を必要とする事業への支援			※6	※6.7
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	自転車(強化指定選手遠征) 事業費	9/10	15,000万円
			自転車・モーターサイクル 事業費		5,000万円
施設の建築※8 施設の補修※9			3/4	15,000万円 3,000万円	
社会環境 国際交流 事業費			2/3	5,000万円	
施設の建築※8 施設の補修※10				10,000万円 3,000万円	
一般事業		スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境 事業費	1/2	5,000万円	
		施設の建築※8 医療機器の整備 検診車の整備		5,000万円 2,500万円 3,100万円	
新世紀未来創造プロジェクト			—※5	100万円	
社会福祉の増進		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための 活動や車両・機器等の整備 事業費	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円	
		福祉車両の整備		315万円	
		福祉機器の整備		750万円	
		施設の補修※11		3,000万円	
東日本大震災復興支援事業			—※5	300万円	
研究補助※12			—※5	100万円	
非常災害の援護			—※5	※7	
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※13	※7.13	

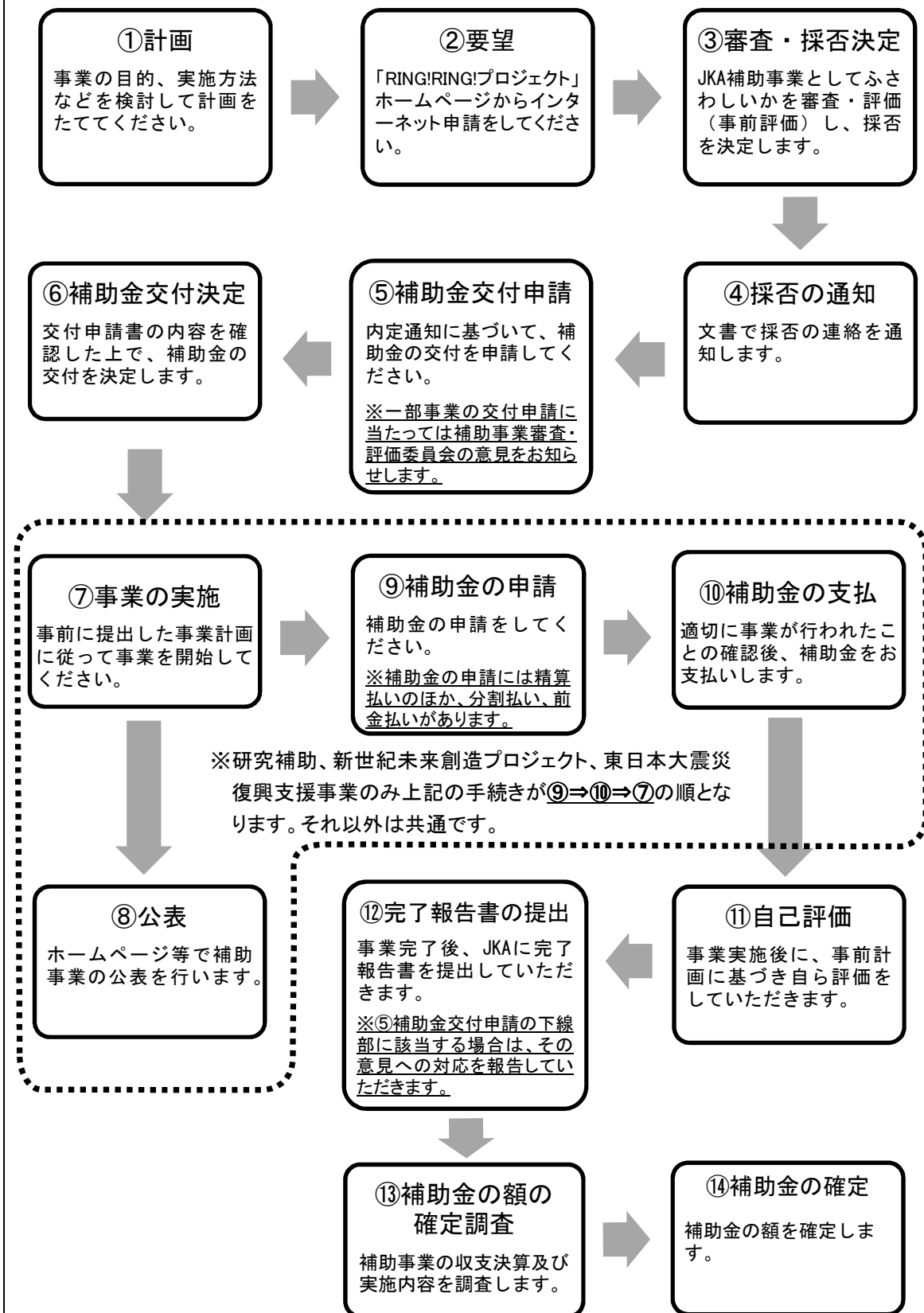
- ※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
 なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額※2」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(右図参照)
- ※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。(右図参照)
 ・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
 ・補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)により異なります。
- ※3: 公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業については①又は②のいずれか一つの要望となります。
- ※4: 機械工業の振興に資する研究
- ※5: 自己負担を伴わない補助事業であることを表します。
- ※6: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。
- ※7: 平成28年度の予算で実施します。
- ※8: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。
- ※9: 自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設
- ※10: 更生保護施設
- ※11: 社会福祉施設
- ※12: 公益及び社会福祉の増進に資する研究(地域社会の共生に資する研究)
- ※13: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



(移項に伴い削除)

5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



平成29年度（案）	平成28年度
<p>7. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援 財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO 法人）又は技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、復興支援事業^{※4}、緊急的な対応を必要とする事業への支援 特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の法律に基づいて設立された法人</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）</p> <p>③ 研究補助 大学等研究機関^{※2}に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}</p> <p>④ 非常災害の援護 上記①の法人であって、以下の事業を実施する者 ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</p> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の下承が必要となります。</p> <p>※4 復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究者が申請する場合は、所属長の下承が必要となります。</p> <p>8. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成27、28年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）</p> <p>(3) 研究補助は、平成28年度複数年研究の補助を受けた者</p>	<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援 財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO 法人）又は技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業^{※4}、緊急的な対応を必要とする事業への支援 特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の法律に基づいて設立された法人</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）</p> <p>③ 研究補助 大学等研究機関^{※2}に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}</p> <p>④ 非常災害の援護 上記①の法人であって、以下の事業を実施する者 ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</p> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の下承が必要となります。</p> <p>※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究者が申請する場合は、所属長の下承が必要となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成26、27年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）</p> <p>(3) 研究補助は、平成27年度複数年研究の補助を受けた者</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>9. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P. ●～●)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P. ●～●)をご参照ください。</p> <p>10. 申請方法 「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおける申請者登録及びインターネット申請が必要となります。</p> <p>※別途要望書類の郵送も必要となります。</p> <p>なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>11. インターネット申請期間 補助事業により、インターネット申請期間が異なります。</p> <p>(1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業 <u>平成28年8月15日(月)10時～9月30日(金)15時</u> ※会員登録は<u>9月29日(木)15時</u>までに完了してください。 <u>9月29日(木)15時</u>の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 <u>10月6日(木)17時</u>)</p> <p>(2) 研究補助 <u>平成28年11月7日(月)10時～11月18日(金)15時</u> ※会員登録は<u>11月17日(木)15時</u>までに完了してください。 <u>11月17日(木)15時</u>の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 <u>11月24日(木)17時</u>)</p> <p>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援 平成29年度内において随時受付けております。 <u>(注：ただし、平成29年度内に着手する必要があります。)</u></p> <p>12. 補助事業（要望）説明会の実施 <u>補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。</u></p> <p>13. 要望書類提出先 <u>(削除)</u> 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル） 公益財団法人JKA 補助事業部</p>	<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P. 15～19)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P. 20～32)をご参照ください。</p> <p>9. 申請方法 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp における会員登録及びインターネット申請が必要となります。</p> <p>※別途要望書類の郵送も必要となります。</p> <p>なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>10. インターネット申請期間 補助事業により、インターネット申請期間が異なります。</p> <p>(1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業 <u>平成27年8月3日(月)～9月30日(水)13時</u> ※会員登録は<u>9月29日(火)15時</u>までに完了してください。 <u>9月29日(火)15時</u>の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 <u>10月6日(火)17時</u>)</p> <p>(2) 研究補助 <u>平成27年11月9日(月)～11月20日(金)13時</u> ※会員登録は<u>11月19日(木)15時</u>までに完了してください。 <u>11月19日(木)15時</u>の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 <u>11月27日(金)17時</u>)</p> <p>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援 平成28年度内において随時受付けております。 <u>(注：ただし、平成28年度内に着手する必要があります。)</u></p> <p>(21. より移項)</p> <p>11. 要望書類提出先及び問い合わせ先 (1) 要望書類提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル） 公益財団法人JKA 補助事業部</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p><u>(移項に伴い削除)</u></p> <p>1.4. 審査・採否の決定</p> <p>(1) 補助事業の選定については、<u>透明性を確保するため</u>、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、<u>採否を決定します</u>。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1.5. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制 <p>(2) 要件審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画 <p>(3) 事業審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性） ⑤ 事業の発展性 <p>1.6. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) <u>一部事業については、交付決定通知をお渡しする際、補助事業審査・評価委員会で付された意見をお知らせします</u>。</p> <p><u>(3) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください</u>。</p> <p>1.7. 補助事業事務手続説明会への出席</p> <p>採択された者には、平成29年4月（予定）に実施される補助事業事務手続説明会にて交付決定通知をお渡ししますので、必ず出席してください。（出席に要する費用は自己負担となります。）</p>	<p>(2) お問い合わせ先</p> <p>「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1.2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、<u>補助事業の透明性を確保します</u>。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1.3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制 <p>(2) 要件審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画 <p>(3) 事業審査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性） ⑤ 事業の発展性 <p>1.4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p> <p>1.5. 補助事業内定説明会への出席</p> <p>採択された者を対象に、平成28年4月（予定）に補助事業内定説明会を実施します。（出席に要する費用は自己負担となります。）</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>(移項に伴い削除)</p> <p>1.8. 補助事業である旨の表示 補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</p> <p>1.9. 補助事業の実施内容及び成果の公表 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力*を交付条件とします。 ※補助事業者が本財団に提出する一切の資料（補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、動画・写真を含むが、これらに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表することがあります。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>2.0. 補助事業の評価 補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。 また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 なお、提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>2.1. 情報公開の実施 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p> <p>(移項に伴い削除)</p> <p>2.2. 問い合わせ方法 <u>「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</u></p>	<p>1.6. 補助事業の実施期間 平成28年4月1日以降に事業を開始し、平成29年3月31日までに完了することを原則とします。</p> <p>1.7. 補助事業である旨の表示 <u>補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</u></p> <p>1.8. 補助事業の実施内容及び成果の公表 <u>補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力*を交付条件とします。</u> ※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>1.9. 補助事業の評価 <u>補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。</u> また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>2.0. 情報公開の実施 <u>補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</u></p> <p>2.1. 補助事業要望手続説明会の実施 (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。 (2) その他要望に関するお問い合わせについては、1.1.(2)の問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p><u>(1.1. 及び2.1.(2)より移項)</u></p>

平成29年度(案)	平成28年度
<p>別添1 機械</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や<u>ものづくり</u>・IT技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。 ①安全・安心に資する取組みに関する事業 ②生活の質の向上に資する取組みに関する事業</p> <p>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新 ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、<u>自転車競技に関する機材等</u>の性能向上に資する取組みに関する事業 ②独創的な発想や安全性を追求した自転車・モーターサイクルに関する事業 ③自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業</p> <p>(3) 標準化の推進 <u>機械産業の</u>国際競争力強化に資する標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。 ①国際競争力強化に資する事業 ②人材の育成・交流等に関する事業</p> <p>(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等 地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。 ①機械設備拡充事業 ②上記①のうち、研究開発を目的とするもの（1機器に限る。） ③地域の特性を活かし、<u>新産業の創出</u>・人材育成に資する事業</p> <p>2. 一般事業 機械振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。 (1) ものづくり支援に資する事業 ・先端技術の開発 ・知的財産の創出</p>	<p>別添1 機械</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 <u>「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか</u>、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やIT技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。 ①<u>機械工業における</u>安全・安心に資する取組みに関する事業 ②<u>健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT技術等を用いて</u>、生活の質の向上に資する取組み</p> <p>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新 ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた<u>競技用自転車</u>・機材の性能向上に資する事業 ②独創的な発想や安全性を追求した自転車・モーターサイクルに関する事業 ③自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業</p> <p>(3) 標準化の推進 国際競争力強化に資する<u>国際標準化</u>事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。 ①<u>機械工業の</u>国際競争力強化に資する<u>標準化の推進</u> ②<u>標準化の推進に関連する</u>人材の育成・交流等に関する事業</p> <p>(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等 地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。 ①<u>公設試における</u>機械設備拡充事業 ②上記①のうち、研究開発を目的とするもの（1機器に限る。） ③<u>公設試における</u>地域の特性を活かし、<u>好循環につながる</u>産業の創出・人材育成に資する事業</p> <p>2. 一般事業 <u>機械工業の</u>振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。 (1) <u>機械工業における</u>ものづくり支援に資する事業 ・先端技術の開発 ・知的財産の創出</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の向上、新規事業の創出 ・<u>ロボット技術や ICT を活用した超省力・高品質生産を実現する新たな取組み（農水林業等）</u> ・<u>医工連携等、異分野の技術を統合した試作品の開発、等</u> <p>(2) 地域の<u>機械産業</u>の振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業基盤強化 ・新規事業の展開 ・<u>地域ブランド展開のための調査研究、等</u> <p>(3) 省エネルギー等の環境分野の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み ・新エネルギーの開発 ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化 ・<u>再生可能エネルギー等の技術開発、等</u> <p>(4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の向上、新規事業の創出、<u>等</u> <p>(2) <u>機械工業における</u>地域の<u>中小機械工業</u>の振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業基盤強化 ・新規事業の展開、<u>等</u> <p>(3) <u>機械工業における</u>省エネルギー等の環境分野の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み ・新エネルギーの開発 ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、<u>等</u> <p>(4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）</p>
<p>II. 研究補助</p> <p>機械振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」、「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」<u>及び「新技術又は新製品の実用化を目指す研究」</u>を支援します。</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（「個別研究」という。）</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者*による研究（「若手研究」という。）</p> <p>(3) <u>大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している研究者が、新技術又は新製品の実用化を目的として行う研究（「開発研究」という。）</u></p> <p><u>同一研究者が複数のカテゴリーを重複して要望することはできません。</u> <u>また、「個別研究」・「若手研究」については、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</u></p> <p>※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>	<p>II. 研究補助</p> <p>機械<u>工業</u>の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」<u>及び</u>「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。<u>なお、研究補助の要望にあたっては、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</u></p> <p>1. 対象となる事業 <u>機械工業の振興に資する研究</u></p> <p>2. 研究補助の種類</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（「個別研究」という。）</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者*による研究（「若手研究」という。）</p> <p>※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. ●）をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成28年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. 33）をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

平成29年度(案)	平成28年度
<p>別添2 公益</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル</p> <p>競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上<u>等</u>に資する事業</p> <p>②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</p> <p>③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業</p> <p>④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</p> <p>⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</p> <p>(2) 社会環境</p> <p>安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。</p> <p>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</p> <p>②地域社会の安全・安心に資する活動</p> <p>③更生保護施設の建築</p> <p>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</p> <p>(3) 国際交流</p> <p>グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。</p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) スポーツ</p> <p>競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上のための事業</p> <p>②全国的なスポーツ大会の開催</p> <p>③国際相互理解の増進に資する事業</p> <p>④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p> <p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動</p> <p>②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）</p>	<p>別添2 公益</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル</p> <p>競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（<u>強化指定選手遠征</u>）に資する事業</p> <p>②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</p> <p>③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業</p> <p>④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</p> <p>⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</p> <p>(2) 社会環境</p> <p>安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。</p> <p>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</p> <p>②地域社会の安全・安心に資する活動</p> <p>③更生保護施設の建築</p> <p>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</p> <p>(3) 国際交流</p> <p>グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。</p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) スポーツ</p> <p>競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上のための事業</p> <p>②全国的なスポーツ大会の開催</p> <p>③国際相互理解の増進に資する事業</p> <p>④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p> <p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動</p> <p>②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動</p> <p>②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動</p> <p>③学術・文化の振興のための活動</p> <p>④青少年の健やかな成長を育む活動</p> <p>⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動</p> <p>⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動</p> <p>⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築</p> <p>⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動</p> <p>子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童</p> <p>子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。</p> <p>また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>(2) 虐待から子どもを守る施設の建築</p> <p>(3) 児童福祉施設の建築</p>	<p>③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動</p> <p>②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動</p> <p>③学術・文化の振興のための活動</p> <p>④青少年の健やかな成長を育む活動</p> <p>⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動</p> <p>⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動</p> <p>⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築</p> <p>⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動</p> <p>学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動</p> <p>子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童</p> <p>子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。</p> <p>また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>(2) 虐待から子どもを守る施設の建築</p> <p>(3) 児童福祉施設の建築</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>2. 高齢者 日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。 ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>3. 障害者 障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、地域への移行に資する施設及び障害のある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。 (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 障害のある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築 (5) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築</p> <p>4. 地域共生型社会支援事業 ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動</p> <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備 施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。 (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動 (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動 (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動 (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された社会福祉施設の補修事業</p> <p>Ⅲ. 復興支援事業</p> <p>東日本大震災・平成28年熊本地震の被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。 (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援</p>	<p>2. 高齢者 日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。 ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>3. 障害者 障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、地域への移行に資する施設及び障害のある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。 (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 障害のある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築 (5) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築</p> <p>4. 地域共生型社会支援事業 ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動</p> <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備 施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。 (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動 (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動 (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動 (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</p> <p>Ⅲ. 東日本大震災復興支援事業</p> <p>被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。 (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援</p>

平成29年度（案）	平成28年度
<p>(メンタルケア、教育支援等) 活動</p> <p>(3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）</p> <p>(4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p> <p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動</p> <p>(6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 研究補助</p> <p><u>地域社会の共生</u>に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究 <p>※若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p> <p>V. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。</p> <p>また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業</p> <p>(2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>VI. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P. ●) をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p>(メンタルケア、教育支援等) 活動</p> <p>(3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）</p> <p>(4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p> <p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動</p> <p>(6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 研究補助</p> <p><u>公益及び社会福祉の増進</u>に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。</p> <p>(1) <u>対象となる事業</u> <u>地域社会の共生に資する研究</u></p> <p>(2) <u>研究補助の種類</u> 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者※による研究</p> <p>※若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p> <p>V. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。</p> <p>また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業</p> <p>(2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>VI. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成28年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P. 33) をご参照ください。</p> <p>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

別添3

別添3

機械

機械

補助事業の事業経費の基準

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

(1) 振興事業補助

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

(削除)

・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

(削除)

・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費

(削除)

・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>に限り</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。 <u>・海外での経費は対象となりません。</u>
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	<u>海外での経費は対象となりません。</u>
		宿泊料	8,000円/泊	・食費は対象となりません。 <u>・海外での経費は対象となりません。</u>
		海外航空賃(ディスカウントエコミ-)		任意保険等は対象となりません。 <u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	<u>(削除)</u>
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。 <u>(削除)</u>
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
事業費	委員手当	<u>(削除)</u>	9,000円/回 <u>(削除)</u>	・ <u>委員会の委員</u> として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 <u>・当該法人の役職員は対象となりません。</u>
	謝金	・ <u>通訳</u> ・ <u>講習会、セミナー</u> ・ <u>等における講師、出演者等</u>	50,000円/日	・ <u>講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。</u> <u>・当該法人の役職員は対象となりません。</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 <u>・当該法人の役職員は対象となりません。</u>
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日	博士の学位を有する者、若しくは、 <u>当該法人において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。</u>
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	<u>国内</u> 運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>のみ</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。 <u>(追加)</u>
		国内航空賃(普通席)		
		<u>国内</u> 日当	4,000円/日	<u>(追加)</u>
		<u>国内</u> 宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。 <u>(追加)</u>
		<u>航空賃</u>	海外航空賃(ディスカウントエコミ-)	
	<u>交通費</u>	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	<u>タクシー代は対象となりません。</u>
物件費	機械設備費			・研究に使用するための <u>1点5万円以上の機器、備品及び資材</u> が対象となります。 <u>・本補助事業に必要ではない付属品は、対象となりません。</u> <u>(追加)</u>
		<u>(追加)</u>		
事業費	委員手当	<u>委員長</u> <u>委員</u>	10,000円/回 9,000円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 <u>・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。</u>
	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者 <u>又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。</u> <u>(追加)</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日	学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 <u>(追加)</u>
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日	博士の学位を有する者(<u>又は、博士課程修了者</u>)、若しくは、補助先において研究員の役職を <u>有する者であって</u> 、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。

平成29年度(案)					平成28年度						
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考		
事業費	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	事業費	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。		
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。		運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。		
	資料購入費	(削除)		・当該事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象です。 (削除)		資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象です。		
		(削除)				実験材料費				研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。		機器借上料				研究に必要な検査機器等の借上料	
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	イラスト・グラフ等文字数を換算できないものは対象となりません。		原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	(追加)		
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字		翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 (削除)	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳		3,200円/400字				英語以外の外国語の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字又は200ワード)				和文英訳		4,800円/(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)			英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)		
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	通訳料	通訳料	100,000円/日	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。			
印刷費	報告書、研修会用テキスト等		(削除) ・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		(削除) ・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)				
委託事業費	・アンケート調査等の集計等 (削除) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。	委託事業費	・アンケート調査等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。				
委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費		事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費		事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満				
	(削除)	(削除)	(削除)	コンピュータ費	プログラム開発等			当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるものに限り対象です。			

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の事務所の借室料及び事務所経費
(削除)

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費

○事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

平成29年度(案)

(削除)
(削除)

(2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(3) 公設試における地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>に限り</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		航空賃(普通席)		
事業費	謝金	・ <u>通訳</u> ・ <u>講習会、セミナー</u> ・ <u>等における講師、出演者等</u>	50,000円/日	・ <u>講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。</u> ・ <u>当該法人の役職員は対象となりません。</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・ <u>当該法人の役職員は対象となりません。</u>
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<u>(削除)</u> ・ <u>コピー代は対象となりません。</u> ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

(削除)

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
物件費	機械設備費	研究に使用するための機器が対象です。	
<u>(削除)</u>	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。	

平成28年度

○当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」
○海外での「日当」、「宿泊料」、「運賃」

(2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	<u>国内</u> 運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>のみ</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		<u>国内</u> 航空賃(普通席)		
事業費	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 <u>(追加)</u>
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 <u>(追加)</u>
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、 <u>1点5万円未満の機器</u> 、備品及び資材が対象です。
	<u>通訳料</u>	<u>通訳料</u>	<u>100,000円/日</u>	・この金額による <u>ことが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。</u> ・ <u>通訳を本業とすることを証明出来る者。</u>
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 <u>(コピー代は対象となりません。)</u>

※ 次の経費は対象となりません。

○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
物件費	機械設備費	研究に使用するための <u>1点5万円以上の機器、備品及び資材</u>	
<u>事業費</u>	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、 <u>1点5万円未満の機器</u> 、備品及び資材	

平成29年度(案)

II. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

(削除)

(削除)

(削除)

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	<u>(削除)</u>	海外航空賃(ディスカウントコミー)		任意保険等は対象となりません。 <u>(削除)</u>
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
事業費	謝金	研究協力者等	9,000円/日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者となりません。 <u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費	<u>(削除)</u>		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。 <u>(削除)</u>
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		<u>(削除)</u> ・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業等		・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費が対象です。

平成28年度

II. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費

・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	国内運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		国内日当	4,000円/日	
		国内宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		国内学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	航空賃	海外航空賃(ディスカウントコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
		海外学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
物件費	機械設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
	<u>(追加)</u>			<u>(追加)</u>
事業費	謝金	研究協力者	9,000円/日	共同研究者以外の外部協力者 <u>(追加)</u>
		研究作業者	6,000円/日	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業者
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。 <u>(追加)</u>
委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業等		・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費	

平成29年度（案）	平成28年度
<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者の人的費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p><u>（削除）</u></p> <p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <p>(2) 対象となる事業</p> <p>上記「振興事業補助」に準ずる。</p>	<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者の人的費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p><u>○海外での「日当」、「宿泊料」、「運賃」</u></p> <p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <p>(2) 対象となる事業</p> <p>上記「振興事業補助」に準ずる。</p>

平成29年度（案）		平成28年度	
別添4	公益	別添4	公益
補助事業の事業経費の基準		補助事業の事業経費の基準	
I. 施設の建築及び補修		I. 施設の建築及び補修	
<p>1. 対象となる事業</p> <p>(1) 施設の建築（新築）</p> <p>新たに施設を建築する事業で施設の増改築は除きます。</p> <p>※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）</p> <p>(2) 施設の補修</p> <p>競輪・オートレースの補助事業により整備された</p> <p>①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設を補修する事業</p> <p>②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業</p> <p>2. 対象となる経費</p> <p>(1) 建築</p> <p>①設計監理費</p> <p>②建築整備の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>③建築時に必要とされる付帯設備費</p> <p>④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費 （単価5万円以上を対象とします。）</p> <p>(2) 補修</p> <p>①設計監理費</p> <p>②補修の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>※以下の経費は補助の対象外となります。</p> <p>①既存建物の買取りに係わる経費</p> <p>②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費</p> <p>③既存施設及び設備の撤去費</p> <p>④付帯設備のみの経費</p>		<p>1. 対象となる事業</p> <p>(1) 施設の建築（新築）</p> <p>新たに施設を建築する事業</p> <p>※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）</p> <p>(2) 施設の補修</p> <p>競輪・オートレースの補助事業により整備された</p> <p>①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業</p> <p>②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業</p> <p>2. 対象となる経費</p> <p>(1) 建築</p> <p>①設計監理費</p> <p>②建築整備の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>③建築時に必要とされる付帯設備費</p> <p>④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費 （単価5万円以上を対象とします。）</p> <p>(2) 補修</p> <p>①設計監理費</p> <p>②補修の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>※以下の経費は補助の対象外となります。</p> <p>①既存建物の買取りに係わる経費</p> <p>②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費</p> <p>③既存施設及び設備の撤去費</p> <p>④付帯設備のみの経費</p>	
1. 建築基準単価（新築）		1. 建築基準単価（新築）	
建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）	建築基準単価
	鉄筋コンクリート造	178	
	鉄骨造	162	
	木造及び軽量鉄骨造	145	
	（注1）建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。		
	（注2）自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。		
建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）	建築基準単価
	鉄筋コンクリート造	178	
	鉄骨造	162	
	木造及び軽量鉄骨造	145	
	（注1）建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。		
	（注2）自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。		

平成29年度(案)	平成28年度																																																														
<p>(注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。 ※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価</p> <p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・電気設備 ・給排水衛生換気設備 ・ガス設備 ・自動火災報知機設備 ・非常用照明設備 ・非常通報装置設備 ・消火設備 ・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用 <p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>	<p>(注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。 ※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価</p> <p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・電気設備 ・給排水衛生換気設備 ・ガス設備 ・自動火災報知機設備 ・非常用照明設備 ・非常通報装置設備 ・消火設備 ・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用 <p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯設備名</th> <th>基準単価(上限)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖冷房設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合</td> <td>建築基準単価の9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・冷房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の11%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖冷房設備の場合</td> <td rowspan="2">建築基準単価の13%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖冷房に床暖房併設の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター設備</td> <td>4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合併処理槽設備</td> <td>定員1人当たり 100千円</td> <td>・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1㎡当たりの基準単価</td> <td>14,200円</td> <td rowspan="2">設置面積のみを対象とする</td> </tr> <tr> <td>1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	暖冷房設備			・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		・暖冷房に床暖房併設の場合		エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円		合併処理槽設備	定員1人当たり 100千円	・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする	スプリンクラー設備			1㎡当たりの基準単価	14,200円	設置面積のみを対象とする	1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>付帯設備名</th> <th>基準単価(上限)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖冷房設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合</td> <td>建築基準単価の9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・冷房設備のみの場合</td> <td>建築基準単価の11%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖冷房設備の場合</td> <td rowspan="2">建築基準単価の13%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・暖冷房に床暖房併設の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター設備</td> <td>4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合併処理槽設備</td> <td>定員1人当たり 100千円</td> <td>・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1㎡当たりの基準単価</td> <td>14,200円</td> <td rowspan="2">設置面積のみを対象とする</td> </tr> <tr> <td>1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	暖冷房設備			・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		・暖冷房に床暖房併設の場合		エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円		合併処理槽設備	定員1人当たり 100千円	・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする	スプリンクラー設備			1㎡当たりの基準単価	14,200円	設置面積のみを対象とする	1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考																																																													
暖冷房設備																																																															
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%																																																														
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%																																																														
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%																																																														
・暖冷房に床暖房併設の場合																																																															
エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円																																																														
合併処理槽設備	定員1人当たり 100千円	・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする																																																													
スプリンクラー設備																																																															
1㎡当たりの基準単価	14,200円	設置面積のみを対象とする																																																													
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円																																																														
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考																																																													
暖冷房設備																																																															
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%																																																														
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%																																																														
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%																																																														
・暖冷房に床暖房併設の場合																																																															
エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900千円 3 停止 " 6,600千円 2 停止 " 6,300千円 ----- 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円																																																														
合併処理槽設備	定員1人当たり 100千円	・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする																																																													
スプリンクラー設備																																																															
1㎡当たりの基準単価	14,200円	設置面積のみを対象とする																																																													
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円																																																														
<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準面積(㎡)</th> <th>初度調弁費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">自転車・モーターサイクル</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	自転車・モーターサイクル			(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)			<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準面積(㎡)</th> <th>初度調弁費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">自転車・モーターサイクル</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	自転車・モーターサイクル			(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)																																														
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)																																																													
自転車・モーターサイクル																																																															
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)																																																															
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)																																																													
自転車・モーターサイクル																																																															
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)																																																															

平成29年度(案)		
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
文教・社会環境		
(2) 更生保護施設(上限金額: 100,000千円)		
更生保護施設	—	—
更生保護施設職員 宿舎	—	—
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)		

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)				
児童						
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)						
児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129		
	心理療法室を整備する場合	1施設	150を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	112を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38を加算			
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8を加算			
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算			
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3を加算			
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり			
情緒障害児短期治療施設	1名当たり	30.7	1名当たり	129		
	心理療法室を整備する場合	1施設			230を加算	
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—	—	1施設当たり	1,000		
児童自立支援施設	1名当たり	36.8	1名当たり	129		
	通所部門を整備する場合	1名当たり			14.6を加算	通所部門を整備する場合
(2) 児童福祉施設(上限金額: 80,000千円)						
母子生活支援施設	1世帯	60.4	1世帯	129		
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算			
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)				
児童厚生施設	—	—	1施設当たり	1,000		

平成28年度		
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
文教・社会環境		
(2) 更生保護施設(上限金額: 100,000千円)		
更生保護施設	—	1施設当たり 1,000
更生保護施設職員 宿舎	—	—
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)		

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)				
児童						
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)						
児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129		
	心理療法室を整備する場合	1施設	150を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	112を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38を加算			
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8を加算			
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算			
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3を加算			
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり			
情緒障害児短期治療施設	1名当たり	30.7	1名当たり	129		
	心理療法室を整備する場合	1施設			230を加算	
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—	—	1施設当たり	1,000		
児童自立支援施設	1名当たり	36.8	1名当たり	129		
	通所部門を整備する場合	1名当たり			14.6を加算	通所部門を整備する場合
(2) 児童福祉施設(上限金額: 80,000千円)						
母子生活支援施設	1世帯	60.4	1世帯	129		
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算			
施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)				
児童厚生施設	—	—	1施設当たり	1,000		

平成29年度(案)					
知的障害児施設	1名当たり		23.8	1名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設	100を加算		
福祉型児童発達支援センター	-			1施設当たり	1,000
医療型児童発達支援センター	-			1施設当たり	1,000
盲・ろうあ児施設	1名当たり		23.9	1名当たり	129
重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分1名当たり	19.7		
自閉症児施設	1名当たり	第1種	27.9	1名当たり	129
		第2種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合(第2種)	1施設	100を加算		
児童家庭支援センター	1施設		84.4		
ショートステイ施設	1名当たり		11	1名当たり	118
児童自立援助ホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129
自立訓練棟	-			1施設当たり	1,000
障 害 者					
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額: 50,000千円)					
障害者地域活動拠点施設*	1施設		300	1施設当たり	1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額: 50,000千円)					
障害者グループホーム	-			1施設当たり	1,000
障害者福祉ホーム	1名当たり		39.7	1名当たり	129
作業所	-			1施設当たり	1,000
(3) 障害のある青少年の健全育成のための施設[私立特別支援学校](上限金額: 80,000千円)					
(4) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額: 50,000千円)					
<p>※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。</p> <p>・施設の仕様には、以下の2点に注意して下さい。</p> <p>(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な十分な施設であること。</p> <p>(2) (1)に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。</p>					
4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)					
施設	補修対象	上限金額			
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	50,000千円			
	付属建物: 漏水している屋根及び外壁の補修				

平成28年度					
知的障害児施設	1名当たり		23.8	1名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設	100を加算		
福祉型児童発達支援センター	-			1施設当たり	1,000
医療型児童発達支援センター	-			1施設当たり	1,000
盲・ろうあ児施設	1名当たり		23.9	1名当たり	129
重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分1名当たり	19.7		
自閉症児施設	1名当たり	第1種	27.9	1名当たり	129
		第2種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合(第2種)	1施設	100を加算		
児童家庭支援センター	1施設		84.4		
ショートステイ施設	1名当たり		11	1名当たり	118
児童自立援助ホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129
自立訓練棟	-			1施設当たり	1,000
障 害 者					
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額: 50,000千円)					
障害者地域活動拠点施設*	1施設		300	1施設当たり	1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額: 50,000千円)					
障害者グループホーム	-			1施設当たり	1,000
障害者福祉ホーム	1名当たり		39.7	1名当たり	129
作業所	-			1施設当たり	1,000
(3) 障害のある青少年の健全育成のための施設[私立特別支援学校](上限金額: 80,000千円)					
(4) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額: 50,000千円)					
<p>※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。</p> <p>・施設の仕様には、以下の2点に注意して下さい。</p> <p>(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な十分な施設であること。</p> <p>(2) (1)に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。</p>					
4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)					
施設	補修対象	上限金額			
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	30,000千円			
	付属建物: 漏水している屋根、外壁の補修				

平成29年度(案)		平成28年度	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修	自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修
更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根及び外壁の補修	更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根、外壁の補修

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

(削除)

(削除)

(削除)

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>に限り</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		<u>(削除)</u> 海外航空賃(デイスカウトコミニ)		任意保険等は対象となりません。 <u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u> 委員会に出席するための交通費	1,000円/回		
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	委員手当	<u>(削除)</u>	<u>9,000円/回</u> <u>(削除)</u>	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	謝金	・医師 ・弁護士 <u>・通訳</u> ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		看護師	12,000円/日	当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費

・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの <u>のみ</u> 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		航空賃	海外航空賃(デイスカウトコミニ)	
	交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	<u>委員長</u>	<u>10,000円/回</u>	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合 ・当該法人の役職員、 <u>派遣社員</u> は対象となりません。
		<u>委員</u>	9,000円/回	
	謝金	・医師 ・弁護士 <u>(追加)</u> ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、 <u>派遣社員</u> は対象となりません。
看護師		12,000円/日	当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。	

平成29年度(案)				平成28年度			
	専門的な業務に従事する者	9,000円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。		専門的な業務に従事する者	9,000円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日	博士の学位を有する者、若しくは当該法人において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む。)		重量物の運送費も含まれます。	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む。)		重量物の運送費も含まれます。
製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費			製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費		
原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	イラスト・グラフ等文字数を換算できないものは対象となりません。	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	(追加)
翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額です。 (削除)	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
	英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字			英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字	
	和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)			和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)	
	英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)			英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	通訳料	通訳料	100,000円/日	・この金額によるものが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料(発送経費を含む。)		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料(発送経費を含む。)		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費			消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		

平成29年度(案)			
委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象 <u>です</u> 。
(削除)	(削除)	(削除)	
映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象となりません。
給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の事務所の借室料及び事務所経費

(削除)

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

(削除)

2. 新世紀未来創造プロジェクト

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。(ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。)

・以下の経費も対象となります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒等の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

平成28年度			
委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象 <u>とします</u> 。
委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象となりません。
給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費

○事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※「東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業」については、上記表にある『経費の種類(節)』のうち「旅費」、「航空賃」、「謝金」、「車両借上料」、「運送料」、「通訳料」のみ対象となります。

2. 新世紀未来創造プロジェクト

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。(ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。)

・以下の経費も対象となります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

平成29年度(案)

IV. 検診車の整備

種類	基準単価(千円)	備考	
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	62,000	
	胃部X線デジタル検診車	50,000	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	43,000	
	婦人検診車	50,000	(削除)
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

V. 福祉車両の整備

(1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載)が対象です。
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両が対象です。
福祉タクシー等の営業ナンバー(緑ナンバー)を取得して行う事業は対象となりません。
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人に限り対象です。

(2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}が対象です。

- (注1) 補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。
(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象となりません。

種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400
			1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700
移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300
移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600
			1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両(ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

平成28年度

IV. 検診車の整備

種類	基準単価(千円)	備考	
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	62,000	
	胃部X線デジタル検診車	50,000	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	43,000	
	婦人検診車	50,000	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

V. 福祉車両の整備

(1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載)
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両
ただし、福祉タクシー等の営業ナンバー(緑ナンバー)を取得して行う事業は対象外とします。
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

(2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}

- (注1) 補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。
(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象外とします。

種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400
			1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700
移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300
移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600
			1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両(ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）、授産機器

- ①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上10,000千円以下であること
- ②介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 復興支援事業

・対象となる経費は、復興支援活動に直接必要となる経費に~~限り~~ます。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに 限り 対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		・建物の機能に必要不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	A. 専門業務謝金	専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費が対象です。 ・補助金総額の50%以内とします。
	C. 臨時備役費	アルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内とします。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
		・車両借上料 ・機材・備品借上料		車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費及びバス等のチャーター代、借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代が対象です。
運送料		事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む。)		重量物の運送費も含みます。
印刷費		報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているもの限り対象です。

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）、授産機器

- ①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上10,000千円以下であること
- ②介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 東日本大震災復興支援事業

・震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とします。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		・建物の機能に必要不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時備役費	アルバイトの日当	6,000円/日	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
		・車両借上料 ・機材・備品借上料		車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。バス等のチャーター代、借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料		事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む。)		重量物の運送費も含みます。
印刷費		報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているもの限り対象です。

平成29年度(案)				
		デザイン料(発送経費を含む。)		
	保険料		(削除)	復興活動する人を対象とした保険料が対象です。
	消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費が対象です。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とします。

(削除)

VIII. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

(削除)

(削除)

(削除)

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	(削除)	海外航空賃(デ・イスカウトエコミー)		任意保険等は対象となりません。 (削除)
物件費	物品購入費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	謝金	研究協力者等	9,000円/日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象者となりません。
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費	(削除)		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		
	機材・備品借上料			研究に必要な機材・備品等の借上料が対象です。
	印刷費	報告書、ポスター、		・コピー代は対象となりません。

平成28年度				
		デザイン料(発送経費を含む。)		
	保険料		720円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とする。

※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。

VIII. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費

・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	航空賃	海外航空賃(デ・イスカウトエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
物件費	物品購入費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝金	研究協力者等	9,000円/日	・共同研究者以外の外部協力者 ・研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		
	機材・備品借上料			研究に必要な機材・備品等の借上料
	印刷費	報告書、ポスター、		・コピー代は対象となりません。

平成29年度（案）				平成28年度			
		パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む）	・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。			パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む）	・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、イベントの運営等を外部に委託する経費	・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。		委託事業費	アンケート調査、データ集計、イベントの運営等を外部に委託する経費	・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者の人件費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p>IX. 非常災害の援護</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人 ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人 <p>(2) 対象となる事業</p> <p>法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業</p> <p>X. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <p>(2) 対象となる事業</p> <p>上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。</p>				<p>※ 次の経費は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表研究者・共同研究者の人件費・謝金 ○有料出版物の刊行費用 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む） ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複 ○経理事務を所属機関に委任する際の事務経費 ○論文等の投稿料、校閲料 <p>IX. 非常災害の援護</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人 ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人 <p>(2) 対象となる事業</p> <p>法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業</p> <p>X. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>(1) 対象となる法人</p> <p>(2) 対象となる事業</p> <p>上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。</p>			

平成29年度（案）	平成28年度
<p>別添5 機械 公益 平成29年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項</p> <p>1. 選定基準 公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成29年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。 なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。 (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。 (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。 (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。 (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. 事業期間 平成30年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. 応募要件 (1) 要望書類 ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと） ② 事前計画・自己評価書 ③ 補助事業の概要 ④ 事業者の概要 ⑤ 事業経費比較表 ⑥ その他 (2) 要望書の提出等 要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成29年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. その他 申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. 適用 平成29年4月1日から適用する。</p>	<p>別添5 機械 公益 平成28年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項</p> <p>1. 選定基準 公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成28年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。 なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。 (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。 (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。 (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。 (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. 事業期間 平成29年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. 応募要件 (1) 要望書類 ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと） ② 事前計画・自己評価書 ③ 補助事業の概要 ④ 事業者の概要 ⑤ 事業経費比較表 ⑥ その他 (2) 要望書の提出等 要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成28年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. その他 申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. 適用 平成28年4月1日から適用する。</p>

平成29年度補助方針の見直しについて【案】



資料4

〔機械関連〕

- (1) 規程改正に伴い『機械工業振興補助事業』を『機械振興補助事業』に改めました。
- (2) ≪「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新≫及び≪自転車・モーターサイクルの技術革新≫について、補助率を3/4から4/5に引き上げました。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた支援について、対象範囲を分かりやすくするために『自転車競技に関する機材等の性能向上に資する取組み』という表記としました。
- (4) ≪国際競争力強化に資する標準化の推進、人材の育成・交流等≫について、補助率を2/3から3/4に引き上げました。
- (5) ≪公設工業試験研究所等が主体的に取り組む共同研究≫について、上限金額を100万円から300万円に引き上げました。
- (6) ≪研究補助≫について
 - ① ≪個別研究≫の上限金額を300万円から500万円に、また≪若手研究≫の上限金額を100万円から200万円にそれぞれ引き上げました。
 - ② 研究者が新技術及び新製品の实用化を目的として行う研究を支援するために≪開発研究≫として新たにメニュー化し、その補助率を1/1、上限金額を1,000万円としました。(単年度の研究のみ対象)
 - ③ 同一研究者における重複しての要望は認めないことを明文化しました。

平成29年度補助方針の見直しについて【案】



〔公益関連〕

- (7) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた支援について、対象範囲を分かりやすくするために『自転車競技の競技力向上等に資する事業』という表記としました。
- (8) 『施設の補修』の上限金額を3,000万円から5,000万円に引き上げました。
- (9) 被災地域の復興・再生に寄与する活動に対する支援について、その名称を「東日本大震災復興支援事業」から「復興支援事業」に改め、『平成28年熊本地震』を対象に加えることとしました。

補助事業者プレゼンテーション資料

徳島県立工業技術センター

補助事業名

平成26年度公設工業試験研究所等における機械等設備拡充補助事業

事業項目名 高機能素材や省力化システムの開発に関する調査研究

徳島県立工業技術センター
機械技術担当 課長 森本 巖

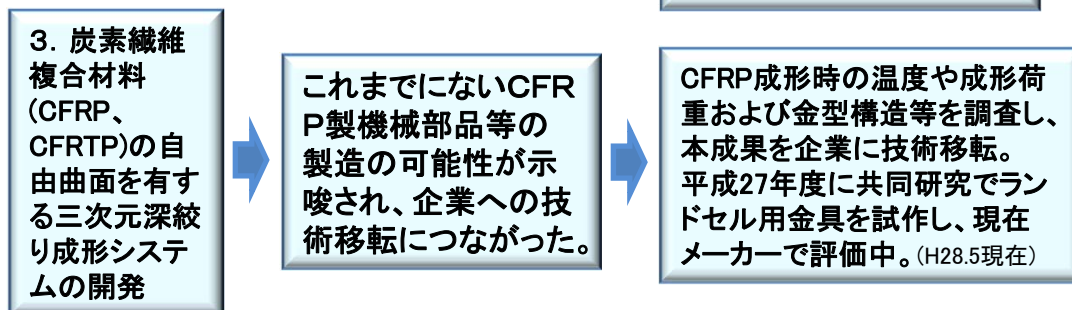
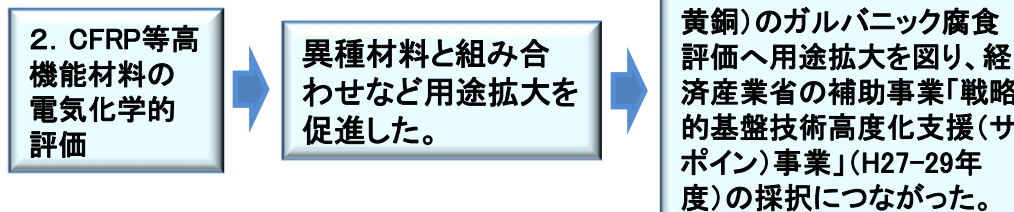
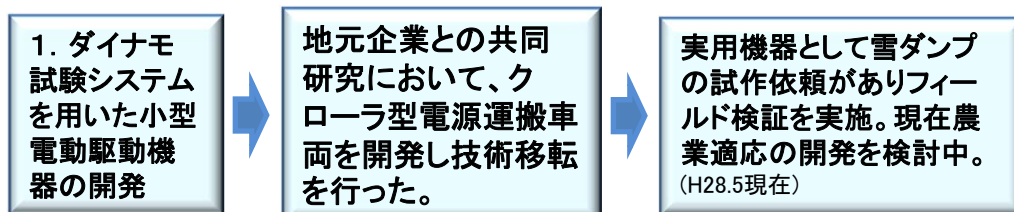
7. 分野別の事業トピック(機械工業振興補助)

(1) 重点事業: 公設工業試験研究所等における機械等設備拡充事業等
新産業の創出につながる調査研究事業 (H26年度事業)

(補助金額: 4,000千円)



徳島県



試作機1号機



試作機2号機



深絞り成形システム



ダイナモ試験システムを用いた 小型電動駆動機器の開発

～ 小型ACモータの試作実験 ～



背景

徳島県は農林業が盛んであり、エンジン駆動の農機具が多く使用されている。近年、作業員の高齢化により、機器のエンジン始動性や燃料運搬作業等の困難さが問題となっており、これらの作業の削減や効率化から電動化への要望が急速に高まっている。

重要な要素技術 モータ と モータドライブ

開発課題

- ▶ 小型かつ軽量
- ▶ 大容量、高トルク
- ▶ 蓄電池での直流駆動
- ▶ 本開発における費用、期間での成果達成
- ▶ 量産時における定格の実現



試作品 仕様

モータ仕様（標準品との比較）

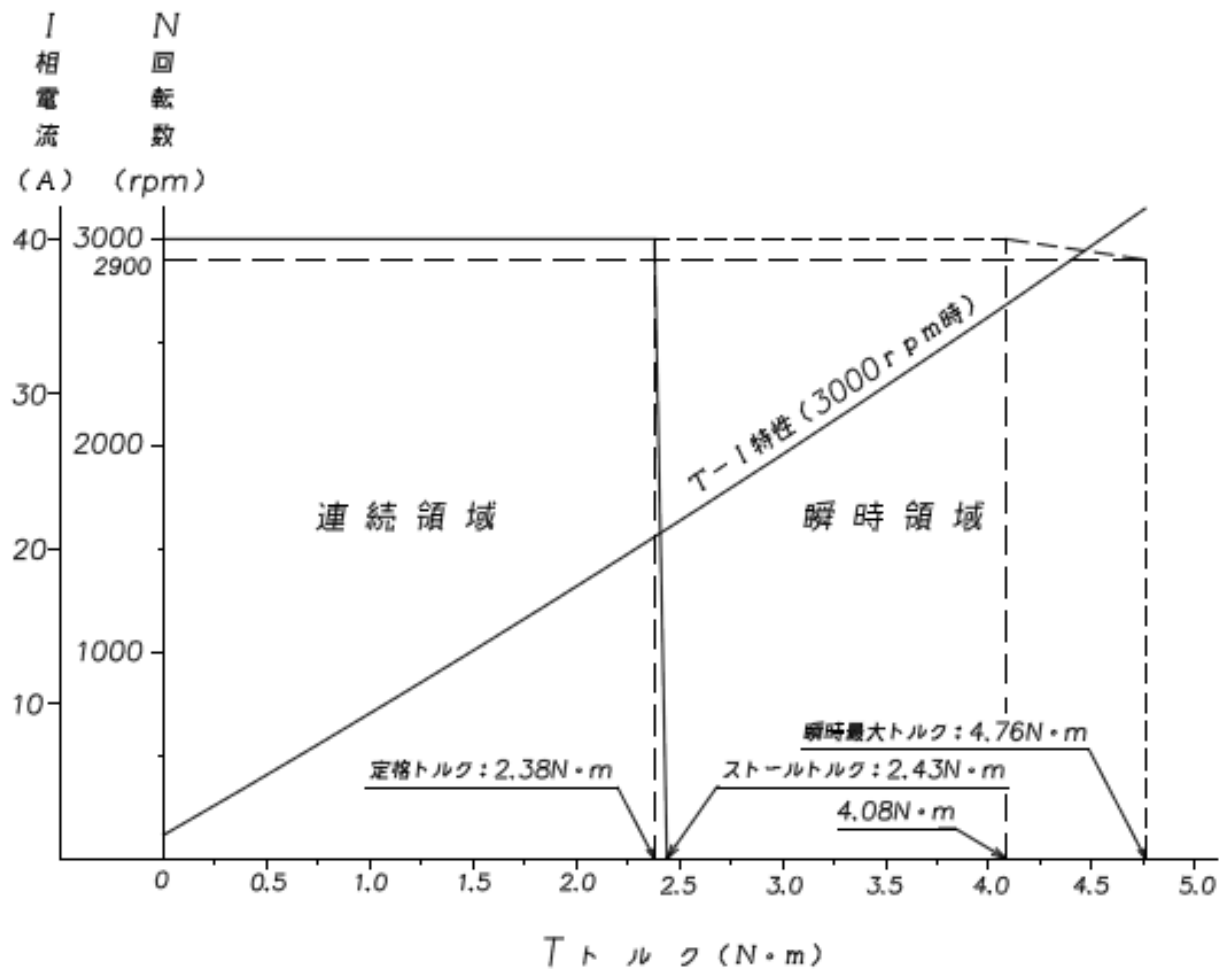
		開発品	400W標準品
モータ種類		SPM	SPM
定格出力	W	750	400
定格トルク	N・m	2.38	1.91
瞬時最大トルク	N・m	4.76	3.92
定格回転数	rpm	3000	2000
トルク定数	N・m/A	0.128	0.188
定格電流	Arms	21	12.5
最大電流	Arms	42	25
外形寸法	mm	□87×175	□87×173

ドライバ仕様

出力方式	3相PWM方式正弦波電流制御
入力電圧	DC22～56V
定格電流	21.2Arms
最大電流	42.4Arms
制御方式	トルク制御／速度制御
指令方式	アナログ電圧指令型速度／トルク制御



試作モータ特性と外観写真



試作成果品

ACモータ



モータドライバ





応用例

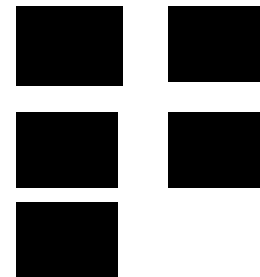
① H26年度技術シーズ創出調査事業



試作品 1号



試作品 2号



② H28年度 農林作業に適応するクローラ型小型電動車両の開発

山林に電気を運ぶ運搬車両を開発

③ H28年度 徳島県農商工連携事業

20kgのコンテナを積載し、ほ場内を移動可能なキャタピラ型運搬ロボットの試作



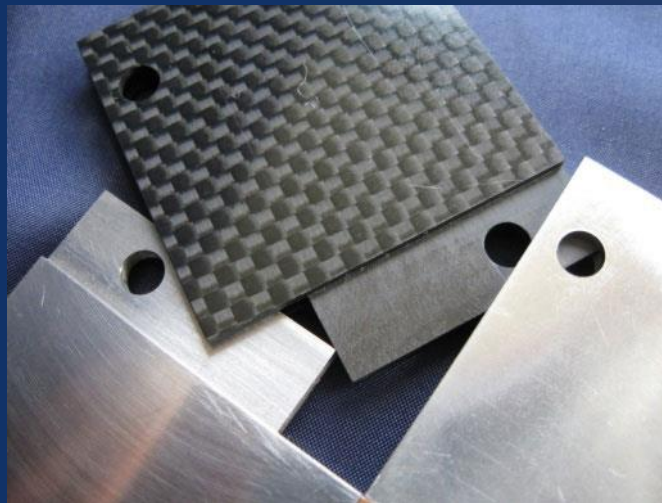
ご清聴ありがとうございました。

CFRP等高機能材料の 電気化学的評価

機械技術担当 松原敏夫

背景

- CFRPの使用拡大 軽量, 高比強度
- 高価・耐熱性に課題 樹脂, 成形法
- 従来金属との複合化は必須 電食?
- 定量的な腐食評価技術が必要



電食（電解腐食）とは？

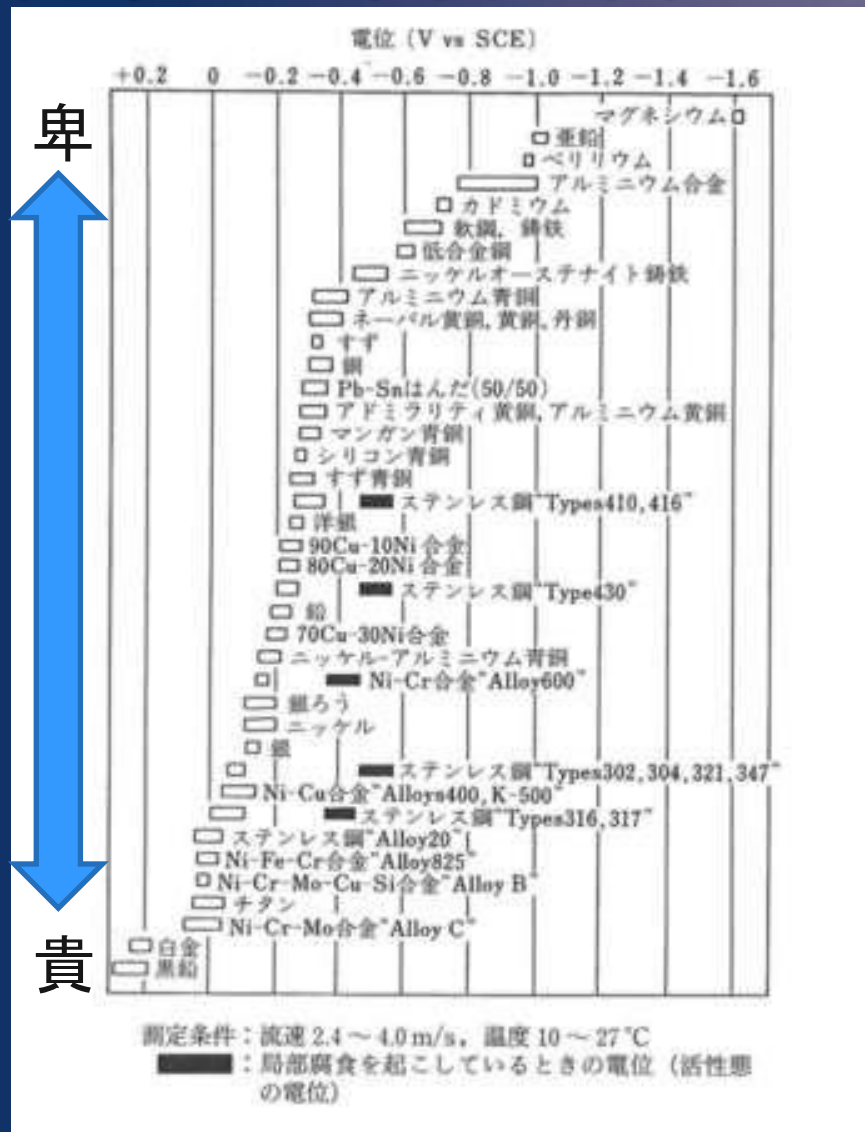
- ガルバニック腐食（異種金属接触腐食）

Al側：Alの溶解 ($\text{Al} \rightarrow \text{Al}^{3+} + 3\text{e}^-$)



Fe側：水酸化物イオンの生成 ($\text{H}_2\text{O} + \text{O}_2 + 2\text{e}^- \rightarrow 2\text{OH}^-$)

各種金属材料の電位列(海水中)



- 0.8V : Al合金
 - 0.6V : 軟鋼
 - 0.1V : ステンレス鋼
 - 0V : チタン
 - +0.2V : CFRP, 黒鉛, 白金
- マイナスが大きいほど腐食しやすい
- 電位差が大きいほど電食が激しい
- CFRPとの接触部では腐食が加速

目的

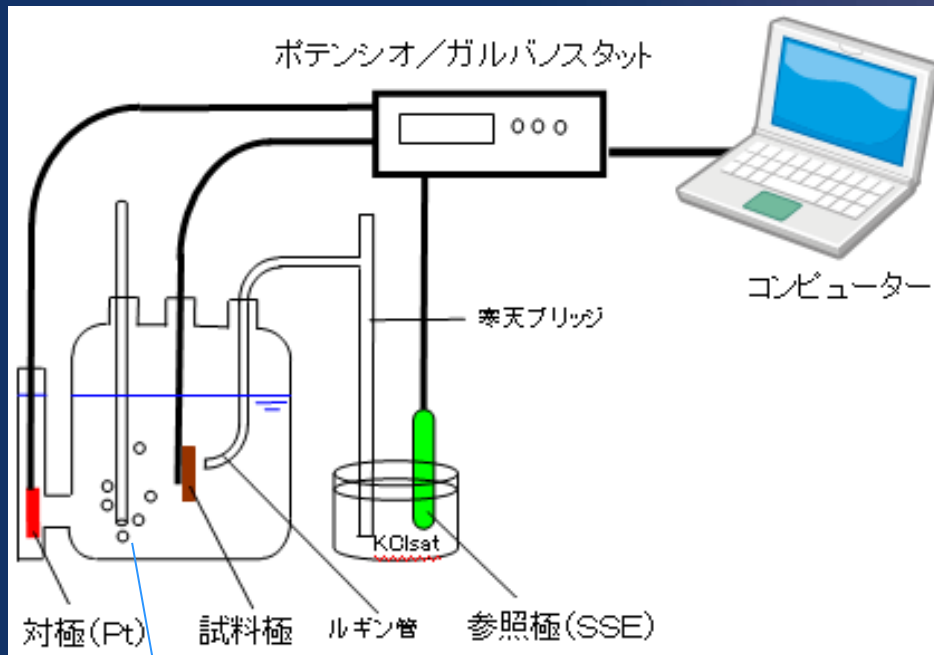
- CFRPと金属の複合化（接着，接合，締結）の際に想定される電食を評価する。

腐食評価方法

- 大気暴露試験(数年)
- 塩水噴霧試験(数100時間)
- 各種ガス腐食試験(数100時間)
- 各種溶液浸漬試験(数10時間)
- 電気化学測定(数時間)

電気化学測定

電圧(腐食強度)を変化させた時の電流値(腐食量)を測定



電気化学測定模式図

ArガスによるO₂排除



実験外観

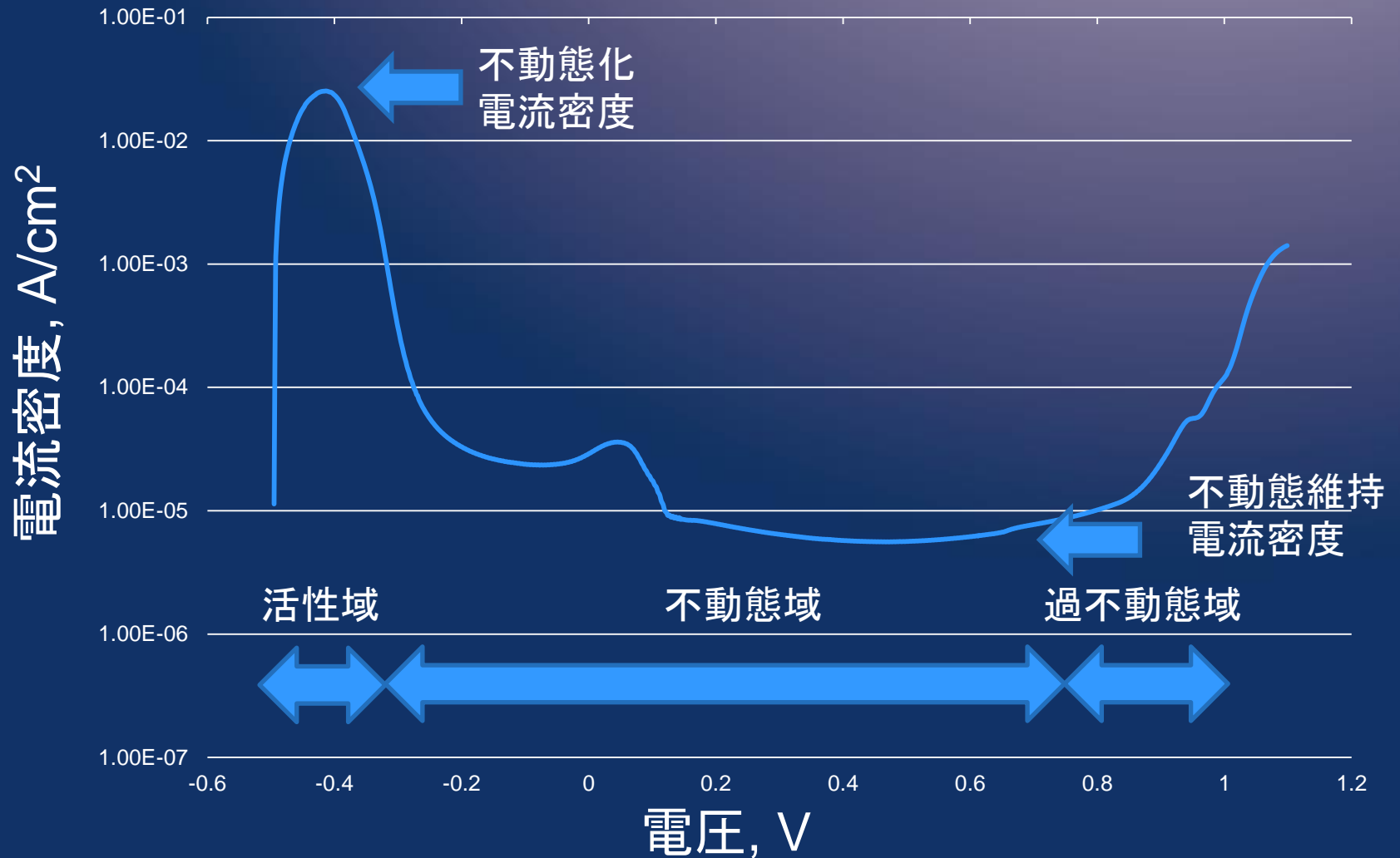
実験方法

- 各種ステンレス鋼について、アノード分極測定(5% $\text{H}_2\text{SO}_4\text{aq.}$)および孔食電位測定(3.5% NaClaq.)を実施.

表 供試材料

鋼種	Ni	Cr	Mo	結晶構造
301	6-8	16-18	-	オーステナイト
304	8-10.5	18-20	-	オーステナイト
310S	19-22	24-26	-	オーステナイト
316	10-14	16-18	2-3	オーステナイト
430	-	16-18	-	フェライト
631	6.5-7.75	16-18		析出硬化

SUS430 (16Cr)のアノード分極曲線

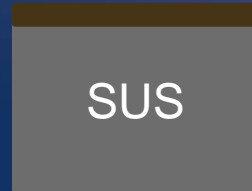
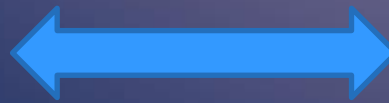
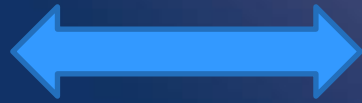


アノード分極過程

活性域

不動態域

過不動態域



試験前

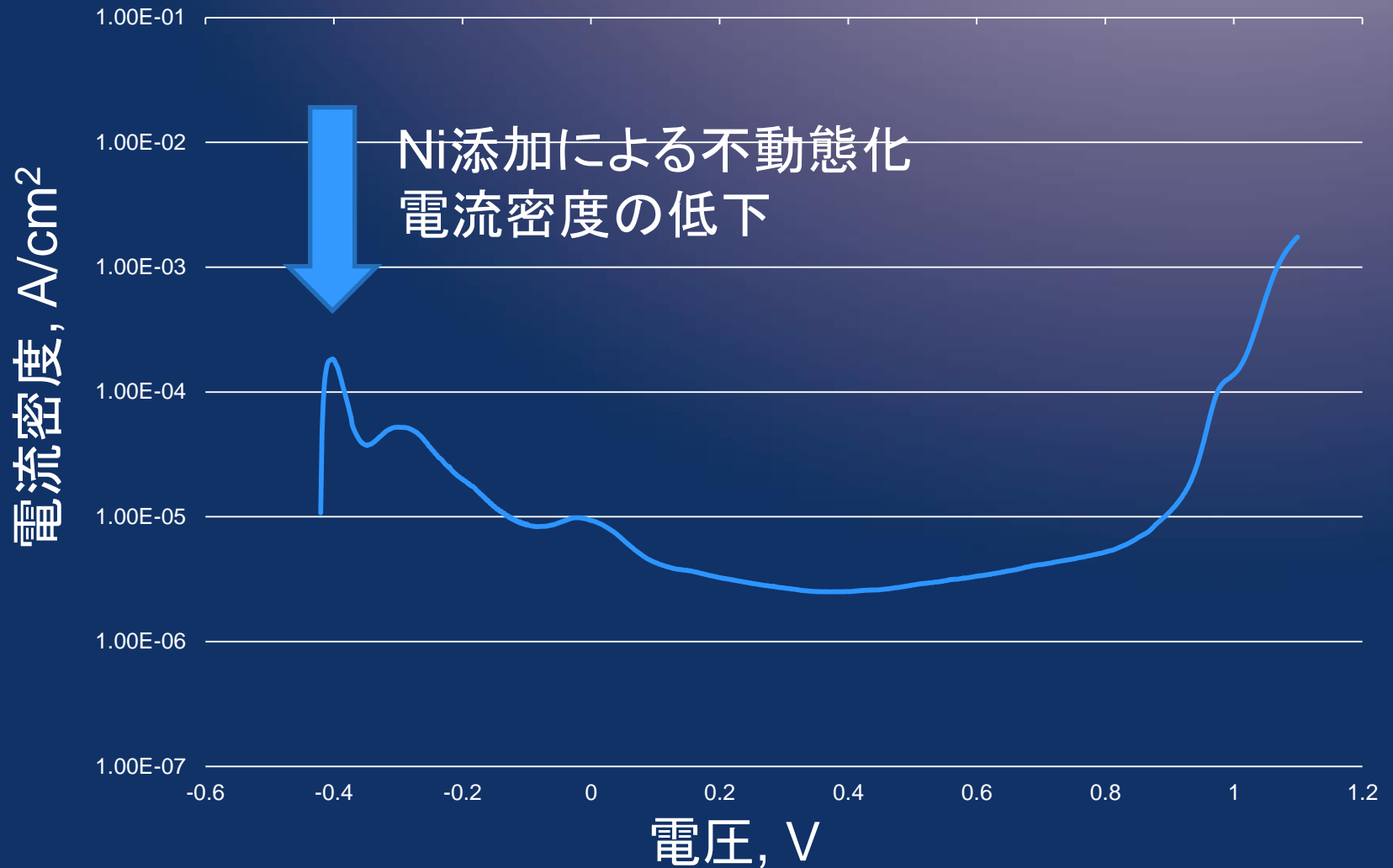
不動態膜の形成

Cr-O主体
数nm

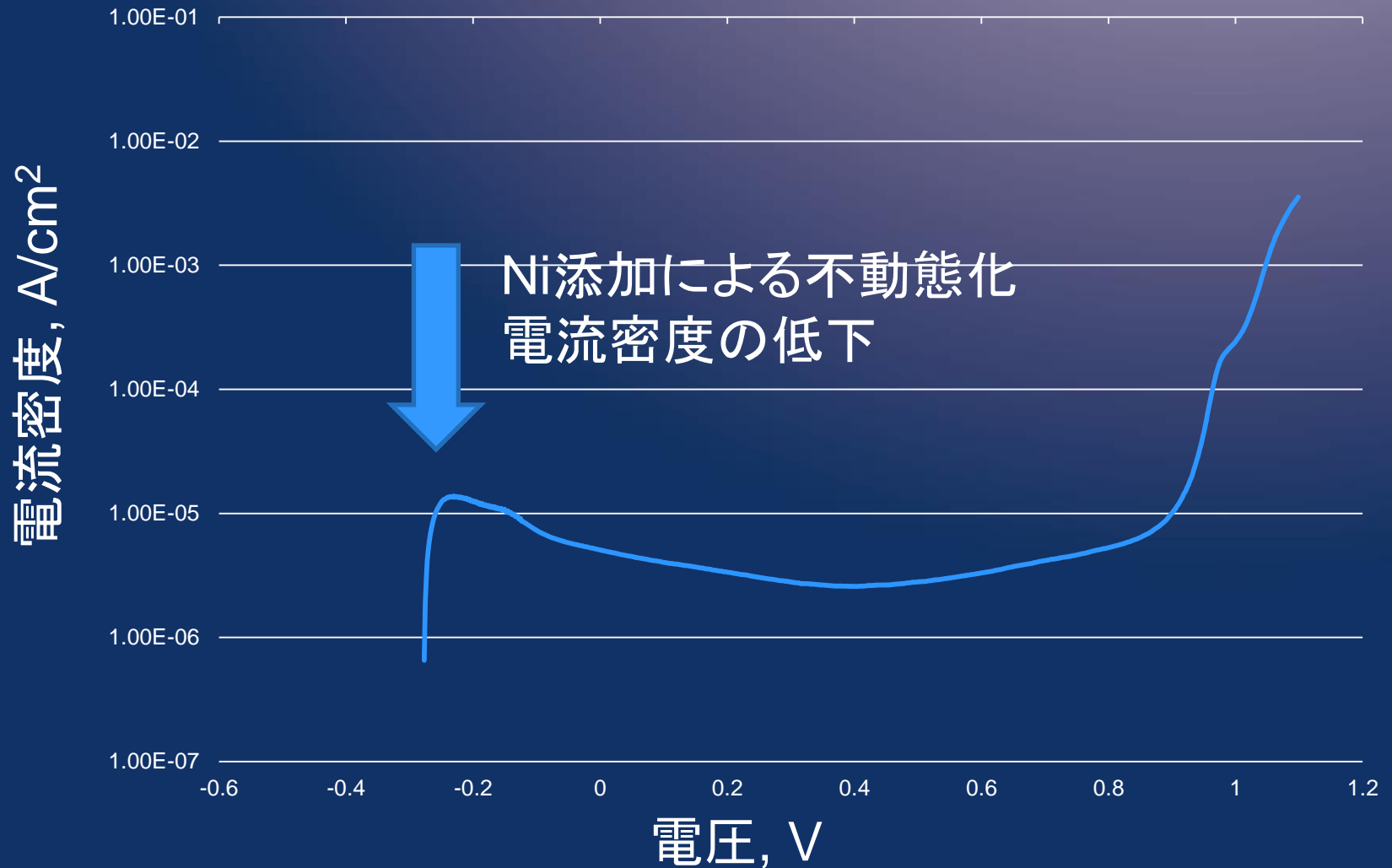
不動態膜の維持

不動態膜及び
母材の溶解

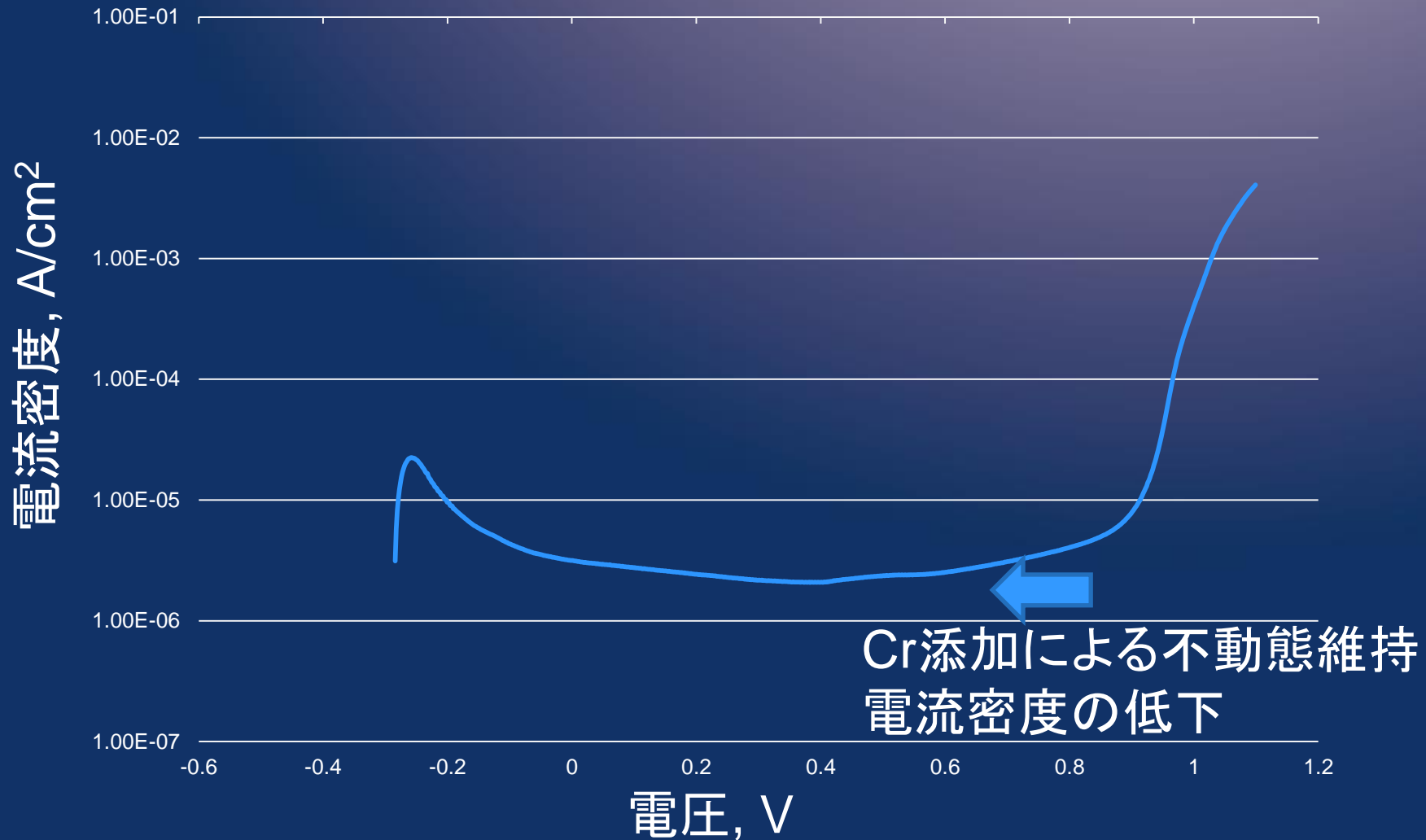
SUS631(16Cr-6.5Ni)のアノード分極曲線



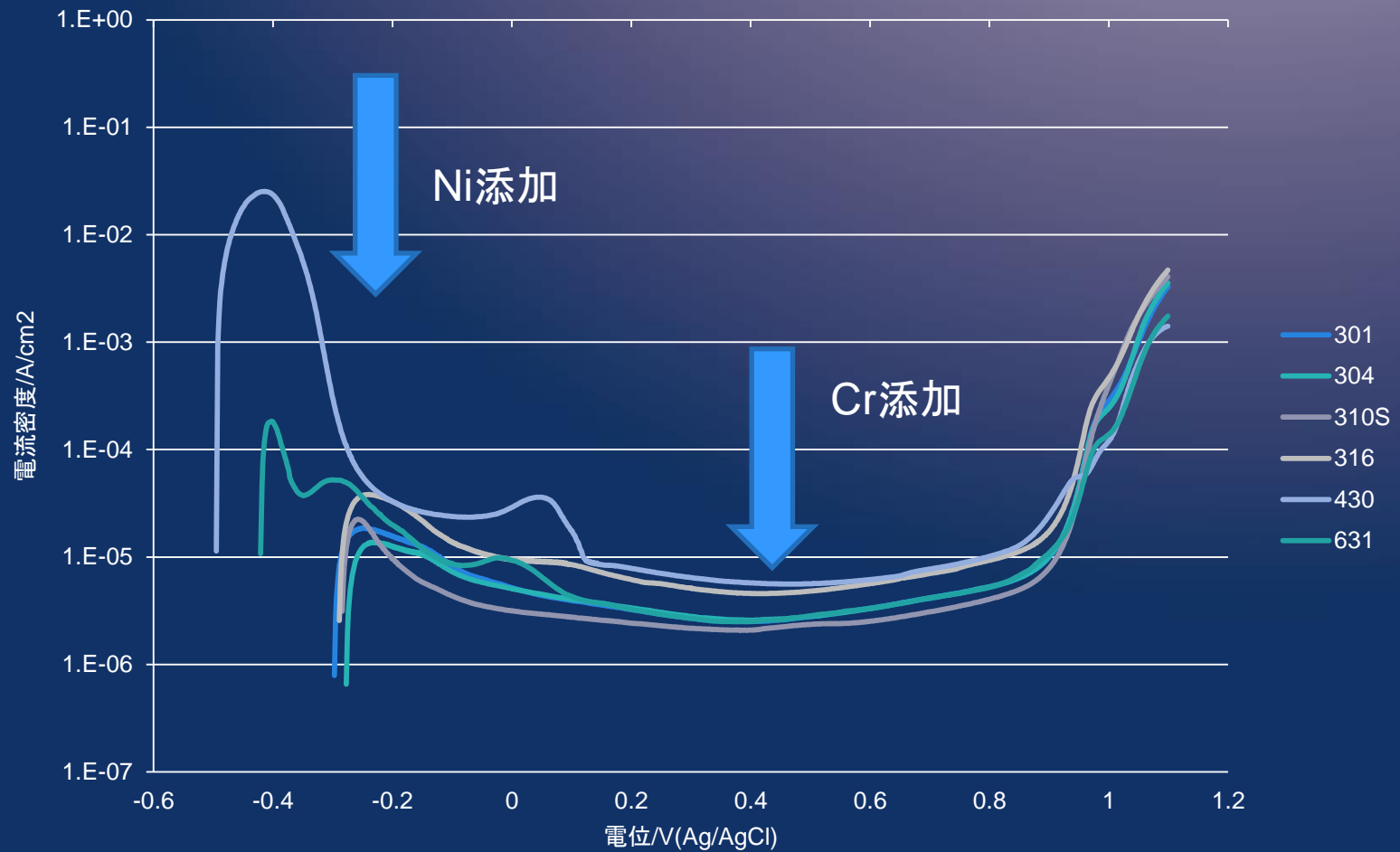
SUS304 (18Cr-8Ni) のアノード分極曲線



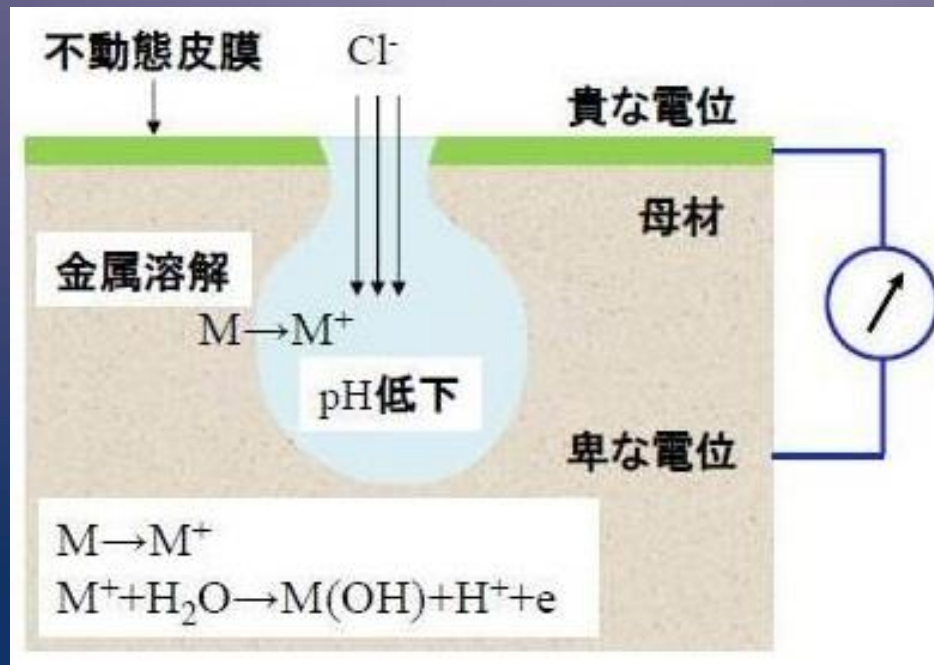
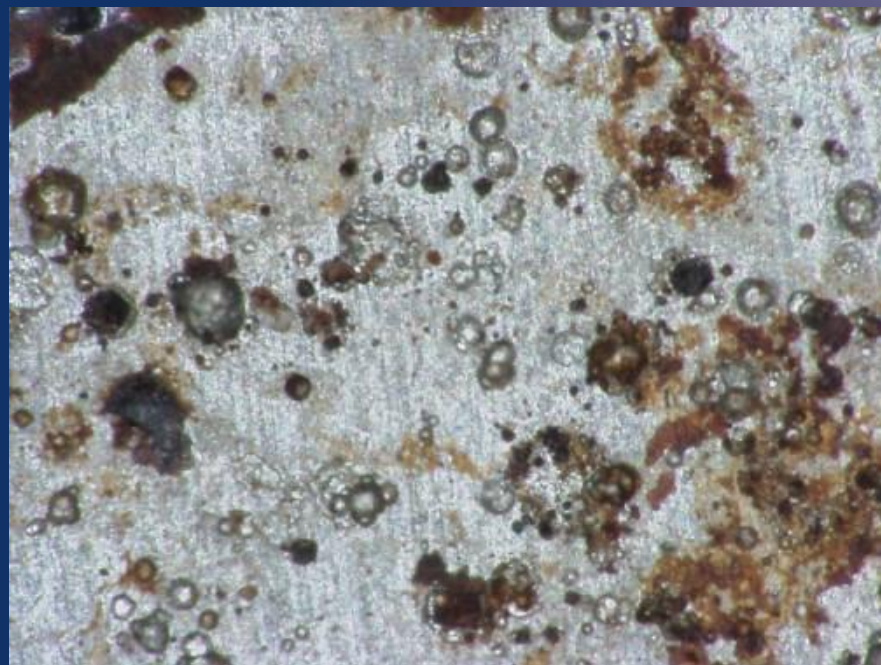
SUS310S(24Cr-19Ni)のアノード分極曲線



アノード分極曲線(まとめ)



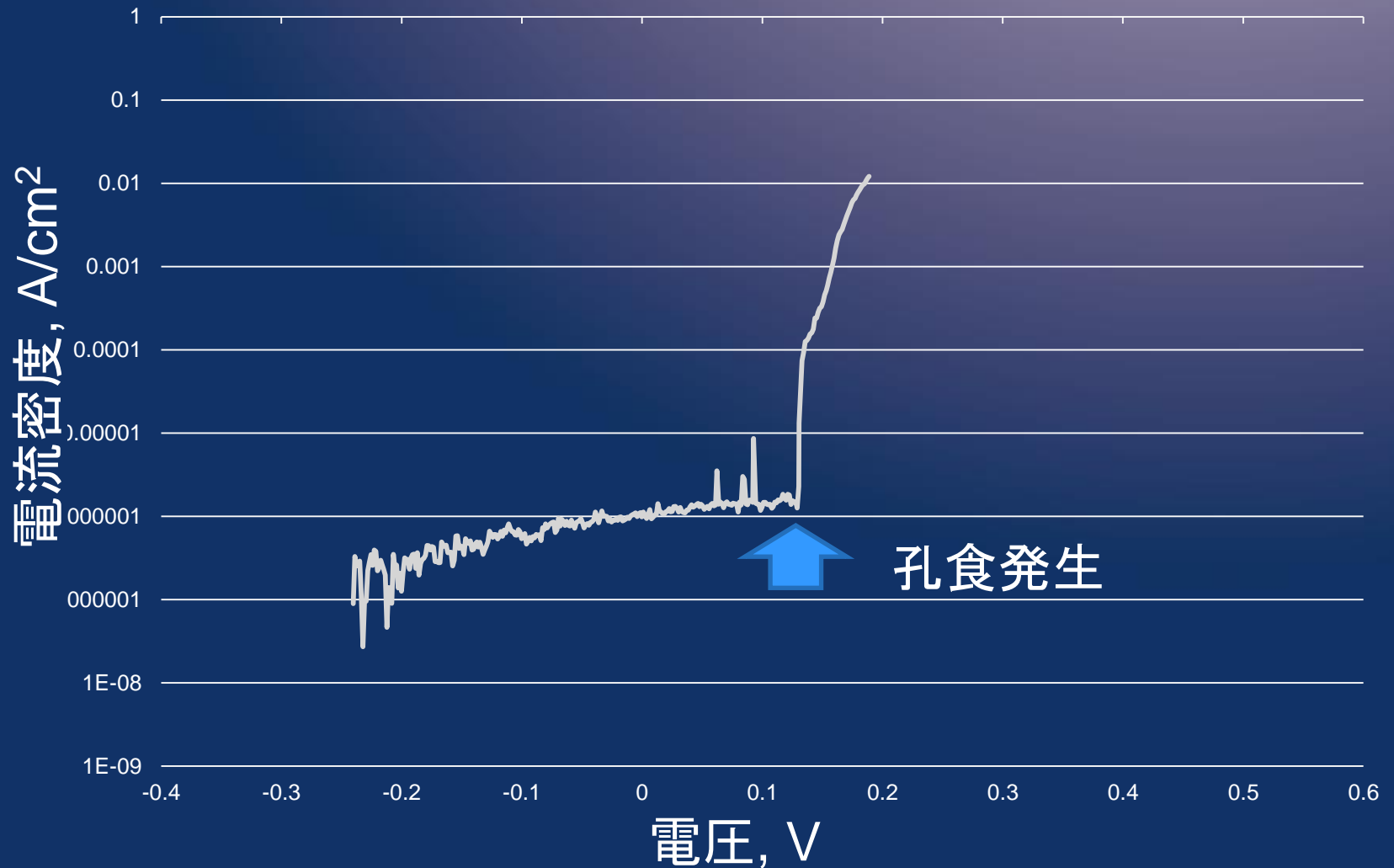
孔食とは？



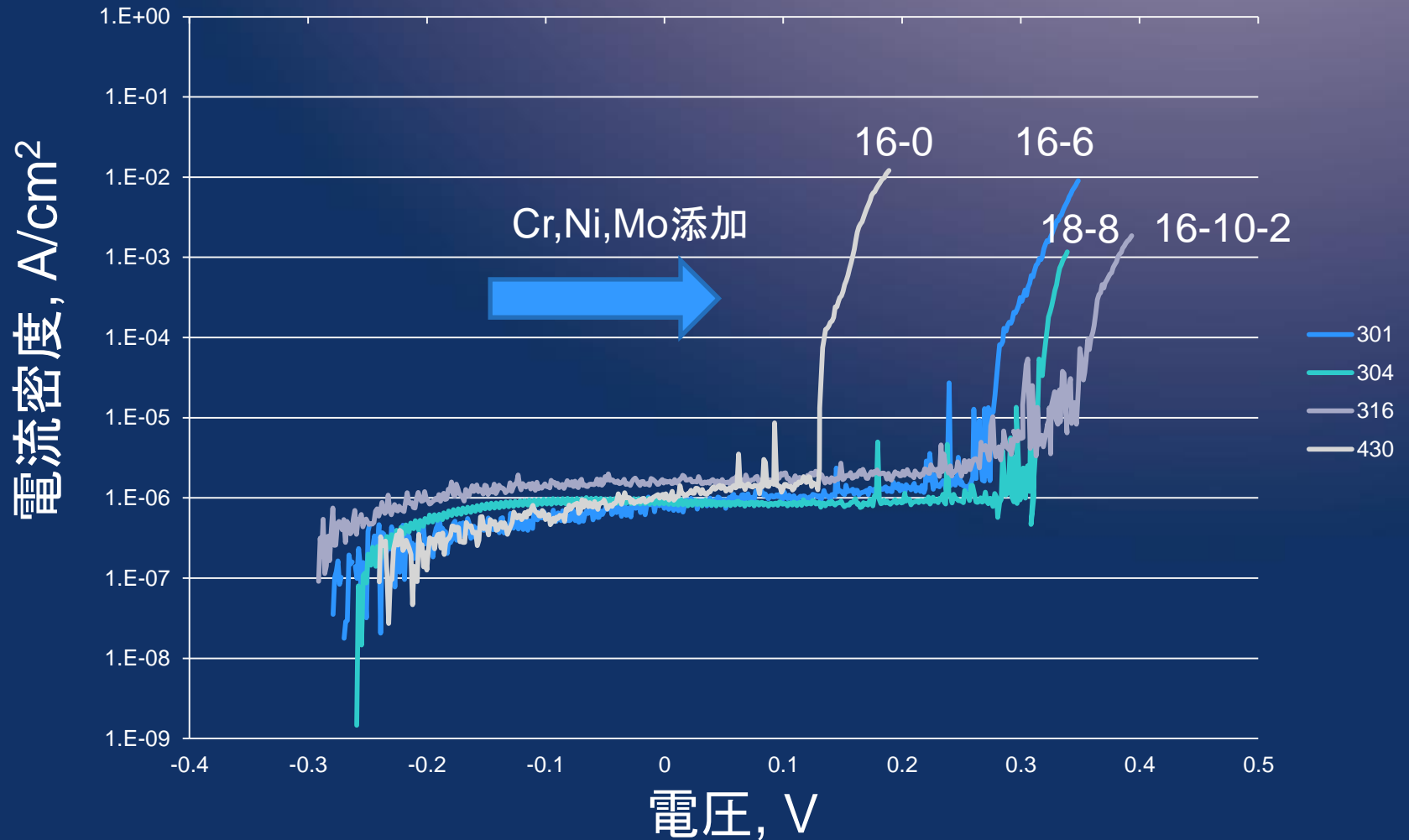
不動態被膜の破壊された場所が局所的に腐食する

- ①不動態被膜の破壊 (Cl⁻存在下では顕著)
- ②局部電池の形成
- ③高濃度Cl⁻による金属溶解
- ④溶解した金属イオンの加水分解によるpH低下
- ⑤孔食の進行

SUS430(16Cr)の孔食電位



孔食電位 (まとめ)



まとめ

- 電気化学測定により腐食現象を定量的に把握することが可能であった。
- アノード分極曲線について、Ni添加により不動態化電流密度が低下した。またCr添加により不動態化維持電流密度が低下した。
- 孔食電位について、Ni, Cr添加により貴側へ移行した。またMo添加により不動態の補修効果が現れた。

今後の検討項目

- CFRPを対極とした実験
 - 炭素繊維の含有率, 方向
- CFRP/金属複合体での評価
 - 接着, 機械締結, 接合

謝辞

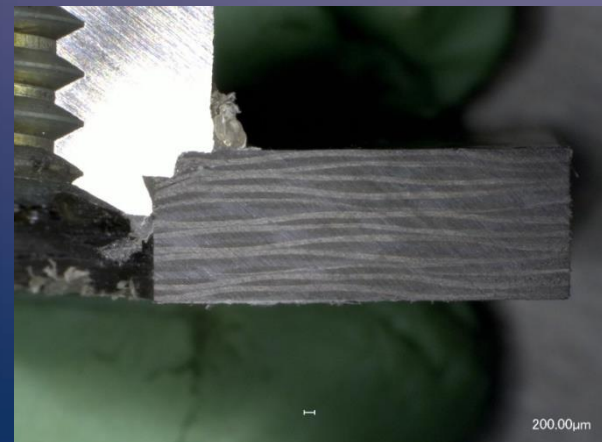
- 本研究は公益財団法人JKAの支援を受けて実施しました.

平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業に採択(実施期間:平成27-29年度)
「CFRTP専用ファスナーを用いた自動車用CFRTPと異種材料の革新的接合技術の開発」
参画機関:西精工(株), (株)ヒラノファステック, 産総研, 徳島大学, 徳島工技

自動車を中心にCFRTPの用途拡大 → 新規接合技術の開発



外観



断面拡大

CFRTPに圧入した鉄製ファスナー(開発中)
→断面を見ると炭素繊維と金属が接触しており腐食懸念

CFRTP/金属間に発生する異種金属間接触腐食
→ 電気化学的評価と低減法の開発を担当

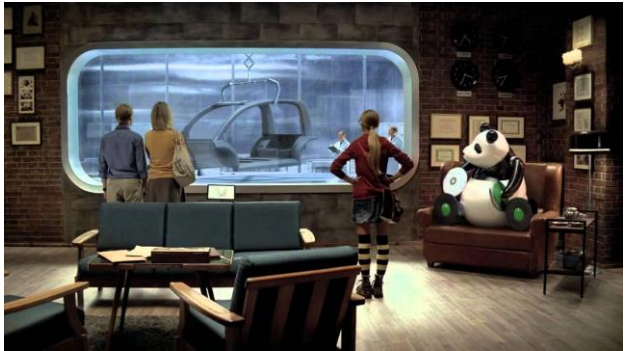
三次元深絞り成形システムを 用いたCFRP部品の試作

徳島県立工業技術センター 機械技術担当

小川 仁

CFRPとは・・・

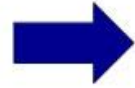
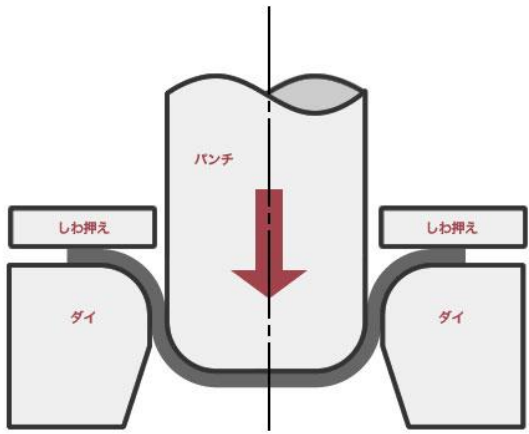
CFRP(Carbon Fiber Reinforced Plastics) :
炭素繊維強化プラスチック (炭素繊維と樹脂との複合材料)



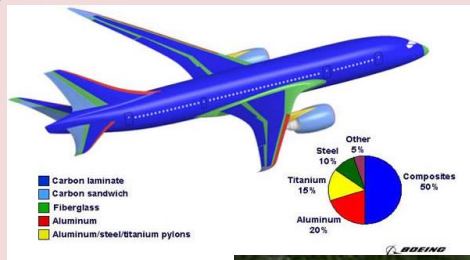
帝人CMより

深絞りとは・・・

平板素材を雄雌金型（パンチ，ダイ）を用いてプレス加工を行うことにより，自由曲面を有する三次元形状を創成



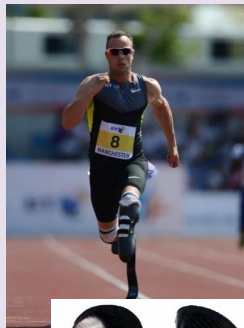
CFRP製品の市場および同素材の特徴



輸送機



搬送装置

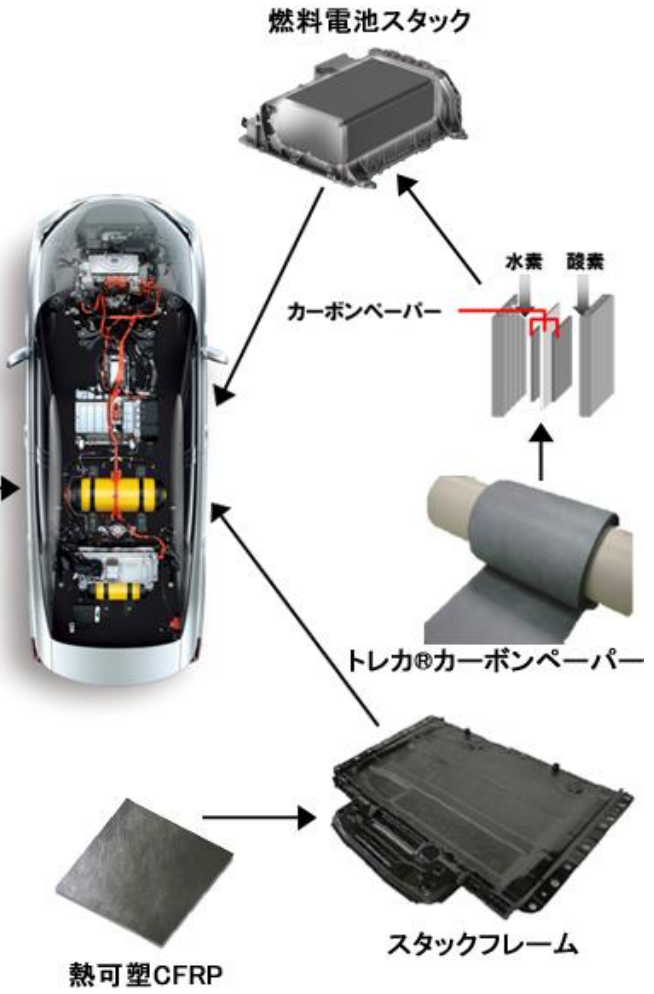


スポーツ，介護用品

- 軽量
- 高強度
- 熱膨張が少ない
- 化学的安定性に優れる
- 電磁波遮断性に優れる
(X線は透過する)
- 減衰特性に優れる

自動車におけるCFRP製品の現状

『東京モーターショー2015』
本日より東京ビックサイトにて開催



CFRP製品の製造方法

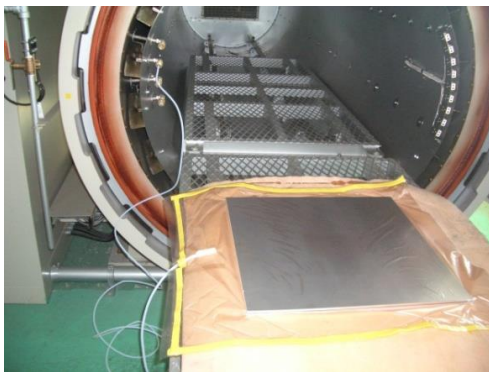
①カット



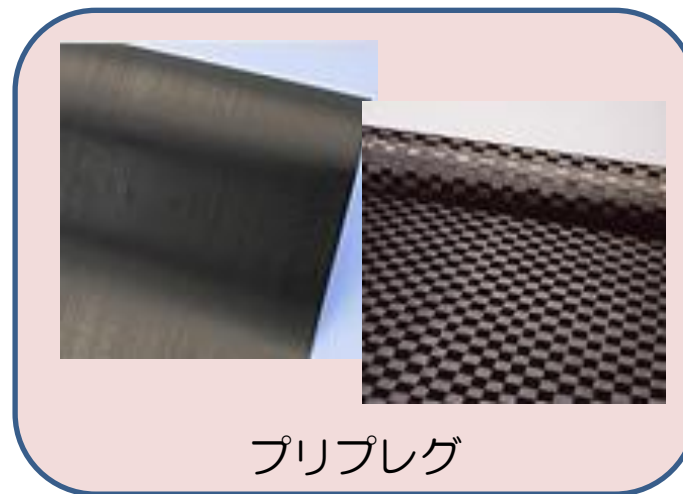
②積層



③成形

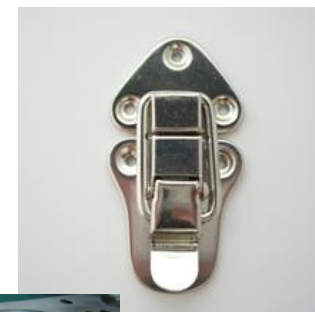


④仕上げ加工



- 高価な設備が必要
- 単純形状（板，パイプ）が多い
- 生産性が低い

本研究開発の目的



徳島県では大手自動車部品メーカーの下請け企業が多く、
金属材料のプレス成形を行う企業が多数存在する。

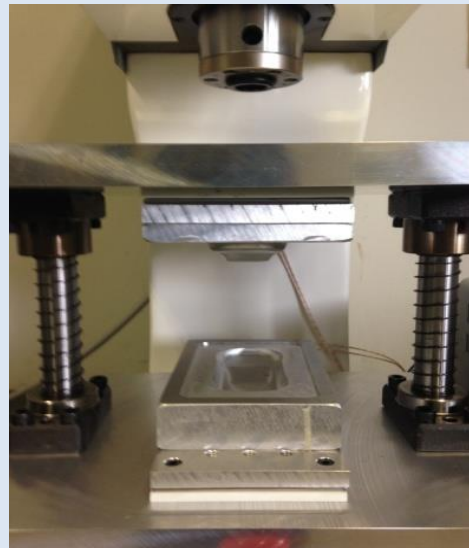


金属材料のプレス成形で培った技術を生かして、CFRPの
プレス成形（絞り成形）を行う企業を育成

本研究開発の進め方



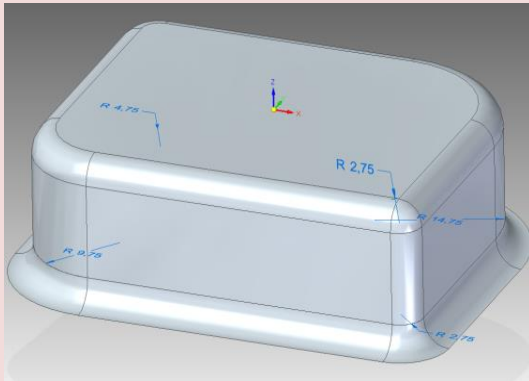
成形システム



金型

駆動機構：電動サーボプレス
最大加圧力：10kN
加圧速度：0.01～35mm/秒

金型加熱温度：室温～300℃



成形品のイメージ



R3mm



R5mm



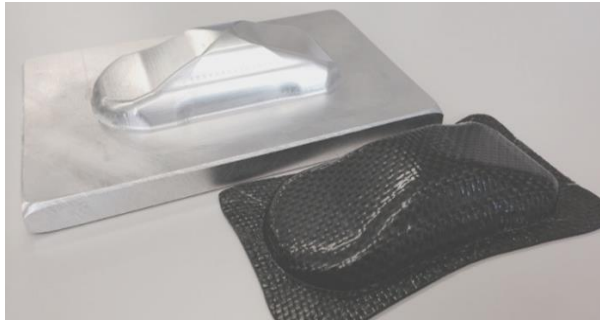
R10mm



R15mm

角Rの違いによる成形結果

CFRP製品の試作例



自動車分野



雑貨





CFRP応用アタッシュケースの試作



金具（アルミ，ステンレス）についてもCFRP化を検討中